

第 3 回

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議録

平成17年3月13日

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

第3回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議録

目 次

○会議次第	1
○出欠席者名簿	2
○開 会	3
○あいさつ	3
○議 事	4
○その他	58
○閉 会	71

第3回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議録

日時：平成17年3月13日（日）午後2時30分から

場所：けやき会館5階 大樹の間

〈会議次第〉

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

〈協議事項1〉

協議第18号 公共的団体等の取扱いについて（継続協議）

協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）

協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）

協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて（修正協議）

〈報告事項1〉

報告第11号 各市町における住民説明会及びパブリック・コメント（相模原市実施）における意見について

〈協議事項2〉

協議第33号 新市まちづくり計画について（継続協議）

〈報告事項2〉

報告第12号 合併協定書（案）について

4 その他

（1）今後の予定について

（2）その他

5 閉 会

〈出欠席者名簿〉

○出席委員（39名）

小川勇夫会長、溝口正夫副会長、天野望副会長、
由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、佐藤賢司委員、三橋豊委員、小磯義範委員、
一戸法子委員、河本洋次委員、井口学委員、根岸清委員、矢越孝裕委員、小嶋省二委員、
大用順司委員、宮下奉機委員、向山武委員、西川堯委員、落合宣明委員、尾崎洋子委員、
関戸昌邦委員、湯川齊委員、小嶋重春委員、荒井正次委員、永井宏一委員、高橋絢子委員、
大神田日本委員、石川幸夫委員、宮崎嘉博委員、大竹栄委員、前田建二委員、所谷嘉昭委員、
永井充委員、高橋幸一委員、高城正勝委員、森繁之委員、田中克己委員、小林弘委員

○アドバイザー

吉田民雄 東海大学政治経済学部教授
辻 琢也 政策研究大学院大学教授
高見沢実 横浜国立大学大学院工学研究員助教授
牛山久仁彦 明治大学政治経済学部助教授

○幹事

山口秀夫幹事長、永井一浩副幹事長、清水東次幹事

○事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、
柿澤一夫副主幹、小林輝明副主幹、佐藤光男主査、菊地原央主査

○専門部会

宮崎泰男企画部会長、馬場正行総務部会長、大貫勲財務部会長、井上耕二保健福祉部会長、
鈴木周雄保健所部会長、内藤春雄市民部会長、田中勝年経済部会長、梶山齊環境保全部会長、
小星敏行環境事業部会長、内田登都市部会長、吉田政雄建築部会長、岩本和紀土木部会長、
松本孝一管理部会長、内田清明学校教育部会長、渡邊亮生涯学習部会長、
矢島博消防部会長、白井武司議会部会長、井上重彦農業委員会部会長、
渋谷勝美企画部会副部会長、小林輝夫保健福祉部会副部会長

○傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後2時30分

◎開 会

○田所事務局長 それでは、定刻になりましたので、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会の会長でございます小川勇夫相模原市長より、開会の宣告並びにご挨拶をお願いいたします。



◎あいさつ

○小川会長 本日は、年度末のお忙しい中、また休日のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、第3回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会を開催いたします。

開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

ご案内のとおり、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会は、これまで2回の協議会を通じて、30項目ある合併協定項目のうち、継続協議となっております4項目を除いて、決定をしているものでございます。本日は、第3回目の協議会になる訳でございますが、継続協議となっております4項目に加え、第1回協議会において決定いたしました「一部事務組合等の取扱いについて」を一部修正することについてご協議をいただき、最終的な方向性を出ささせていただければと存じております。

また、第2回協議会以降、各市町では説明会の開催やパブリック・コメントの実施など、住民の皆様の意見をお伺いしてきたところであり、これらの結果についてもご報告をさせていただく予定でございます。

現在、城山町に提出をされました住民発議を受けた1市3町の法定合併協議会、さらには藤野町と相模原市との1市1町の法定合併協議会の設置議案について、1市4町それぞれの議会において関係議案をご審議いただいているところでございます。私といたしましても、まず先行している津久井町及び相模湖町との合併協議が実りあるものとなり、4月以降スタートする予定であります城山町及び藤野町との合併協議を経て、最終的には1市4町で合併することができることを期待しているものでございます。協議会委員の皆様におかれましては、この点につきまして是非ご理解をいただいた中で、ご協議をいただければと存じており

ます。

また、傍聴においでいただいた皆様方におかれましても、相模原市と津久井郡各町との状況につきましてご理解をいただきますとともに、本協議会における協議状況をご覧いただきまして、1市2町の合併協議についてご理解を深めていただきたいと存じます。

本日も実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。



◎議 事

○田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いをいたします。よろしく願いいたします。

○小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますが、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会合併問題特別委員会副委員長の小林一郎委員と相模湖町議会議長の荒井正次委員をお願いをしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日は、第1回協議会から継続協議となっている4件の事項に加えて、第1回協議会において決定をしていただいた事項である「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」を一部修正することについて、ご協議をいただきたいと考えております。

また、第1回協議会からご意見が出ております1市2町の合併の是非につきましてもご協議をいただきたいと考えておりますが、その協議につきましては、報告第11号でご報告いたします住民の皆様からの意見等を踏まえた上で、協議第33号の新市まちづくり計画についての協議をいただく中で、併せて行っていただきたいと考えております。

したがいまして、次第にございますとおり、いささか変則的ではございますが、協議事項と報告事項を繰り返す形でご協議をいただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

□協議第18号 公共的団体等の取扱いについて（継続協議）

□協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）

○小川会長 それでは、早速ですが、協議事項1に入らせていただきます。

初めに、第1回協議会から継続協議となっております、「協議第18号 公共的団体等の取扱いについて」並びに「協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて」を議題いたします。

関連がございますので、事務局より一括で説明をいたさせます。

片野事務局次長。

○片野事務局次長 それでは、第3回協議会の資料の1ページをお開きください。

協議第18号 公共的団体等の取扱いについて（継続協議）。

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年3月13日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。

2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

2ページをお開きください。

協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）。

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年3月13日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除くすべての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。

2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整する。

以上、協議第18号 公共的団体等の取扱いについて（継続協議）及び協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）の提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長 ご苦労さまでした。

この件につきましては、協議会で出されましたご意見を踏まえて、経済部会において調整することとなっておりますので、その内容につきまして経済部会長より報告をいたさせます。

田中経済部会長。

○田中経済部会長 第1回合併協議会以降の調整結果について、ご報告申し上げます。

第1回の合併協議会の場におきまして、協議第18号及び第27号の協議案につきまして、津久井町の関戸委員から商工会の存続にかかわってのご意見がございまして、継続となっていたところでございます。

その後、委員並びに各商工会長との話し合いの場を持たせていただきまして、両協議案文の解釈に関しましてご説明をさせていただきましたところ、現文案でよろしいとのご理解をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○小川会長 只今事務局及び経済部会長から、「協議第18号 公共的団体等の取扱いについて」並びに「協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて」、説明がございました。

ここで協議に入らせていただきますが、大変恐縮ですが、ご意見がある方は、挙手をしていただければ、私から指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしくようお願いいたします。また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

では、只今の説明に対しましてご意見がございましたら、お願いをいたします。

どうぞ、関戸委員さんですか。

○関戸委員 津久井町の関戸です。

私の方から、この27号、18号についての意見を申し上げさせていただきます。只今経済部長からご説明いただいたとおりでございます。私の方の意見としましては、27号の「合併後3年以内を目途に調整する」という、この意味が、3年でばっさり補助金を切られてしまうという理解をした訳でございますけれども、後ほど、先ほどご説明があったとおりに調整をしまして、私どもで要望しています各商工会の存続の趣旨がこの原案に包含されているということを十分理解をいたしましたので、これについては承認を私どもとしてはしたいと思っております。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特に他にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第18号 公共的団体等の取扱いについて」並びに「協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて」は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がございます。

「協議第18号 公共的団体等の取扱いについて」並びに「協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、同じく、第1回協議会から継続協議となっております、「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

片野次長。

□協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）

○片野事務局次長 協議会資料の3ページをお開きください。

協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）。

地域自治区等の設置及び都市内分権について、次のとおり協議を求めらる。

平成17年3月13日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置す

る。

新市全体の都市内分権の在り方については、合併後5年を目途に検討する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

なお、地域自治区の設置に関する協議ということで、第1条から第10条までございますが、条文につきましては、第1回協議会におきましてご提案させていただいた内容と変更はございません。

以上、協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）の提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

宮下委員さん。

○宮下委員 津久井町の宮下です。

第1回、第2回の協議におきまして継続審議とさせていただきました、地域自治区等の設置及び都市内分権についての地域協議委員の任期、私の方から4年にしたらどうかということで提案させていただきました。その内容については、先般話しましたように、今回の合併の大きな特徴である、編入される側の議員の大幅減員等による代替的な意味がある。また、多くの住民の意見を反映するべく設置された地域自治区における協議会委員の任務は、その資料の4ページにありますように、第8条、いわゆる新市の建設計画の変更であるとか、合併協議会における重要な事務事業の調整方針の変更、あるいは基本構想、総合計画の策定等、これらの変更にかかわる重要事項についての意見反映の重大な責任と義務を有するということから、4年が妥当ではないかと意見を具申させていただきました。

事務局の回答では、特例法では4年以内の定めである。また、合併特例区、本会は自治区を採用していますけれども、2年以内と定めている。また、各種の幅広い意見を住民に出してもらうチャンスがある。あるいは各種の地域の団体等の代表の任意は2年が多い。あるいは4年任期は公選による選挙関係が多いと。それから、選出には公募の枠があり、女性の選出等、多岐にわたる等の回答をいただきました。また、国の方の関係法を調べましたところ、地域の意見がバランスよく反映される仕組みであり、自治会や町内会、PTA、商工会、農

協、NPO等、諸団体や公募も考慮すべきと、こうあります。

したがって、私ども、持ち帰りまして、いろいろ種々検討した任期の件ですけれども、以下の4項をもちまして、提案どおり了承することといたします。

まず1つは、4年の場合、再任を妨げない場合の変更周期が8年、あるいは12年となるケースが想定され、人事処遇に不具合点が予測されることがまず第1点。

それから、合併後の数年間の各種環境変化等を考えるとき、多くの住民が市政に関心を抱いており、この際、より幅広い住民を対象とすることに重点を置くことが重要だろうということが2点目です。

それから、今私が言いました2点を考慮すると、2年のサイクルで回すことが当面は大事なことではないだろうか。

それから、合併後の運用については、新市の議会及び本協議会の任に委ねるのが妥当であろうと。

これらの観点から、事務局提案どおり、これを了承することといたします。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

他にございませんか。

大神田委員さん。

○大神田委員 相模湖町の大神田でございます。

今、地域自治区の問題の点につきましては、宮下委員から内容等をお聞きしまして理解されたんですけれども、この新市の都市内分権の在り方について、ここで5年をめどに検討すると。つけ加えた文章の中で、この場合において、「都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する」と、こういうふうに書いてございます。私ども、地域自治区の継続として、都市内分権という形に対する内容等を、本協議事項、地域自治区に影響を及ぼした場合には期間を延長するというふうな判断でよろしいのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○小川会長 事務局。

企画部会長、どうぞ。

○宮崎企画部会長 このところは、ここの第1回の協議会でご指摘をいただいた件で、「この場合」以降は、その後、修正させていただいたところです。5年をめどに検討するで、5年たったらどうなるんだという話がございまして、私どもとしては5年以内に何とかしたいと

いう考え方なんです、これが5年より早くなったり、あるいは5年を過ぎてしまったりした場合は、当然、その第3条の「23年3月31日」というのに影響が出てくる訳でございます、その場合は、議会の議決をもって、この条項を変更するというふうな考え方でおります。

以上でございます。

○小川会長 大神田委員、どうぞ。

○大神田委員 只今の説明で大体理解はできたんですけども、そうすると、都市内分権を成立させるために、5年間の間に早まる、また遅れるという場合には、自治区の方を引き延ばすと。設置期間を延ばすという形でこの前の協議ではお聞きしているんですけども、例えば、都市内分権が、内容的に調査したり考えたりする中で、結果的にまとまらなかった場合に対しては、それを精査できるまで検討又は調査を続けて、都市内分権の在り方を実施するような形に持っていくのか、それとも市の事情等で検討結果を取りやめるとか、そういう形になるのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 まとまらなかった場合とか、取りやめになる場合とか、ちょっとそういうことは考えていないんですけども、いずれにしても、住民自治、地域のまちづくりをどうしていったらいいか、それに対する行政体制はどうしていったらいいかというのは、今の相模原市でも大きな課題でございます。ですから、そういったものは進めます。進めますが、どういった形で落ち着くのかなというのが見えないところな訳です。ですから、それまでに、例えば、この地域自治区というのが一つのパターンですから、これよりもレベルを下げるといっては考えておりません。これよりも発展した形でおさめたいと思っていますので、その際は新しい市一体の制度にしたいと。制度が2つも3つもあるのはおかしいですから、一体の制度にしたいのと、そういうふう考えております。

○小川会長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声でございます。

「協議第 3 2 号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、調整方針を一部修正することについて、ご協議をいただきたい事項でございます。

「協議第 2 8 号 一部事務組合等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明をいたさせます。

片野次長。

□協議第 2 8 号 一部事務組合等の取扱いについて（修正協議）

○片野事務局次長 協議会資料の 6 ページをお開きください。

協議第 2 8 号 一部事務組合等の取扱いについて（修正協議）。

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 7 年 3 月 1 3 日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

一部事務組合等の取扱いにつきましては、第 1 回協議会におきましてご協議をしていただき、決定をいただいているところでございますが、このうち一部事務組合の取扱いに関しまして、津久井町及び相模湖町が加入しております一部事務組合の取扱いに関しまして、協議事項を追加させていただき、協議をお願いするものでございます。

追加をいたしております部分につきまして、読み上げをさせていただきます。下線部分でございます。

1 一部事務組合の取扱い。

(1) 津久井郡広域行政組合。

津久井町及び相模湖町は、その加入している津久井郡広域行政組合について、合併の期日の前日をもって解散する方向で調整する。なお、津久井郡広域行政組合が行っている業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応する。

(2) 相模湖モーターボート競走組合。

津久井町及び相模湖町が加入している相模湖モーターボート競走組合については、平成 1 7 年 3 月 3 1 日をもって解散することを確認する。

以上、協議第 2 8 号 一部事務組合等の取扱いについて（修正協議）の提案のご説明をさせていただきます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第 2 8 号 一部事務組合等の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ、矢越委員。

○矢越委員 ありがとうございます。まず、1番項の津久井郡広域行政組合の方なんですけれども、「合併の期日の前日をもって解散する方向で調整する」ということでございますけれども、ということは、解散する方向で調整していくというのは分かるんですが、もしそれが解散できなかった場合はどのような結果になるかというのがもし今お分かりでしたら、ちょっとお教えいただきたいんですけれども。

○小川会長 部会長、どうぞ。

○清水幹事 只今のご意見でございますけれども、4町がそろって合併できなかった場合、どうするのかと、こういうご質問だと思いますけれども、まず、最終的には1市4町で合併できることが望ましいと考えております。仮に合併しない町があった場合、ごみ・し尿の収集処理、あるいは消防・救急業務等、どのように対応していくかという問題と、組合の整理を併せて検討していく必要があると考えております。合併しない町が生じた場合は、単独で全ての業務を行うこと、組合を運営していくことは事実上不可能であると認識をしております。今後、津久井郡4町で調整を進め、事務委託等の方法についても検討する中で、調整に努めてまいりたいと思います。

○小川会長 ご苦労さまでした。

矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 すみません。前段の部分はちょっと分かり切っていることなんですけれども、今の後段の回答の中で、では、もし解散できなかった場合というのは、単独で組合を維持するのが困難であるから、それはどうなるということを今おっしゃったのか、もう一度、端的にお願いできますか。

○小川会長 どうぞ、お願いします。

○清水幹事 只今の解散できなかった場合ということですが、基本的には、今お話ししたように、広域のごみとかし尿、あるいは消防等、4町で一部事務組合を作っている訳ですので、基本的には4町が組合を解散するという方向で進めていきたいと思っております。これにはいろいろ手法がまたあるかと思っておりますけれども、それは4町間でよく協議をいたしまして、また相模原市さん等にもお願いする場面も出てくるかと思っておりますけれども、そういう形を、なるべく4町がそろってできるような方向で今努力をしているところ

です。

○小川会長 矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 申し訳ございません、矢越です。

ですから、私がお尋ねしているのは、解散できた場合はそれで構わないんですけども、解散できなかった場合は、では、どうなるんでしょうかということをお尋ねしているんですけども、では、それはまだ考えていないというお考えなんですか。

○小川会長 どうですか。

どうぞ。短く、明快に教えてください。

○清水幹事 いずれにいたしましても、ごみ・し尿につきましても一日たりとも休めない業務でありますので、いずれにしましても、支障がないような方向で検討を進めていきたいと思っております。

○小川会長 矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 すみません。なぜこういうことを聞くのかということ、またここでぶり返してもあれなんですけれども、1市2町で合併した場合に、広域行政組合というのは4町でやっている訳でありまして、では、藤野さんが後から合併に参加されるならいいですけども、城山さんもそうやって参加されるならいいですけども、されなかった場合に、その町というのは、ごみ処理にしても、し尿処理にしても非常に困る訳ですね。ですから解散させないでくれということもあり得ると私は思っているんです。そうなった場合にはどのような対処方法を考えているのかということをおここで明確にあらわせないで、この根底にある1市2町の合併すら何なのというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○小川会長 内田次長。

○内田事務局次長 合併協議会事務局といたしましては、前回、第2回で解散協議会からご報告をいただきましたように、只今4町で組合の解散についてご協議がされているというふうにお聞いているところでございますが、今ご質問にありました、解散できなかったらどうなるかということでございますけれども、今1市2町で合併協議をしておりますので、もし4町間で協議が調わなくて、1市2町が合併をすると、こういうことになった場合には、2町が残る訳でございます。そういたしますと城山町と藤野町が残る訳でございますが、そうしますと、津久井郡広域行政組合はまだ存続する形になります、解散協議が調わないということですから。そういたしますと、城山町と藤野町で津久井郡広域行政組合を存続させると、こういうことになる訳でございます。制度上はそのようになっております。

もし藤野町がさらに合併に加わるということになった場合は、今度は4町のうちの3町が合併するということですから、こうなりますと、あとは1町しかなくなりますので、そうなりますと、これは組合は維持できませんので、自動的に解散ということになる訳でございます。ただ、そうなった場合には、財産をどういうふうにするのかという問題が生じますので、財産分与の問題が課題として残る訳でございます。ただ、全国的な事例を見ましても、合併に伴って、その一部事務組合が解散しなかったという例は聞いておりませんで、確かにいろいろ交渉が難しい面もございますけれども、合併の期日前までには、皆様、いろいろな調整を経て解散をされている。財産分与についても協議を調えているというのが実情でございます。

以上でございます。

○小川会長 いいですか。

では、井口委員。このことですか。

○井口委員 はい、関連でございます。今のお答え、非常にちょっと怖いフレーズが入っているのかなと思います。城山町と藤野町で組合を作って、そのうち1町が合併に合流すると、1町残るので組合は解散ですというお答えは、1市4町を目指していく流れの中では、やはりあってはならない発言なのかなと思っております。そうであれば、ここの津久井郡広域行政組合の中のところの「住民サービスに支障をきたさないよう対応する」というところの「住民」をより一層明確化して、城山町、藤野町の住民の人たちに不安が残らないような、そういう文言に修正すべきではないかなと思っております。合併に参加しなかったら、あとは残ってしまいますよという流れでは、1市4町をもしこの合併協議会が目指していくとなると、やはり穏当ではないと思いますので、城山、藤野町の住民に対しても配慮しているところは、やはり文言として残すべきだと思います。意見でございます。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 すみません、私の説明で誤解を与えてしまった部分がありました。申し訳ないと思いますけれども、ご覧の6ページの修正協議のなお書き以降でございますけれども、「なお、津久井郡広域行政組合が行っている業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応する」と。これにつきましては、今後、4町で解散協議を鋭意進めていかれると思いますけれども、そういった中で、いろいろな方策、手法、これを検討される中で、どのような形になったにしても、やはり相模原市・津久井地域の住民の皆様が困ることのないように、関係団体、責任を持って対応していきましょと、こういうことでございます。

ので、先ほど私、協議が調わなくて、合併までに解散できなかつたらどうなのかということに対しまして、理論的な制度上の説明をさせていただいた訳なんですけれども、実務上は、当然、合併期日の前までに何らかの解散の調整を行うか、あるいは、どうしても解散というのできないということでは、ほかの方法は何かあるのかということの中で、いずれにしても、住民の方々にご迷惑がかからないようにやっていくのが行政の仕事であると、こういう趣旨でございます。

○小川会長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 それを踏まえまして、この津久井郡広域行政組合のところの津久井町及び相模湖町は解散する方向で調整をしますというのは、これは1市2町の合併協議であるからこの文言でいいと思うんですが、なお書き以降のところの、やはり「住民サービス」というところ。これは、津久井町、相模湖町の住民だけではなく、城山町、藤野町の住民に対しても、解散することによってサービスに支障をきたさないというような明確な文言を入れるべきではないかなと思っておりますが、それは可能なものでしょうか。

○小川会長 事務局長。

○田所事務局長 井口委員のご質問でございますけれども、なお書き以降の部分につきましては、津久井郡広域行政組合が行っている業務ということで規定をさせていただいてございますので、今、津久井郡広域行政組合が行っている業務は、4町におけるごみ・し尿等々のサービスを行っているという考え方でございますので、その4町の中で行われている津久井郡広域行政組合が行っている業務については、支障をきたさないように対応しますということでご理解をいただければというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○小川会長 他にございませんか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋（幸）委員 2町共通の高橋でございます。

今のところ、最終的にもう一度だけ確認させていただきたいんですが、ということは、最悪の可能性で、1市2町のままいつてしまったときには、全国的に凡例がないから、望ましいのは解散することだけれども、解散できなかつた場合には、その場になってみないと分からないという、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

○小川会長 事務局長、どうぞ。

○田所事務局長 先ほどの内田事務局次長のお答えに関してのお話だと思いますけれども、論理的には幾つかの方法があるというふうに思っています。例えば、解散ができない場合とい

いますか、例えば、新しい市、相模原と津久井町、相模湖が仮に合併した新市ができる訳ですけれども、その新市が、論理的にはですけれども、新たに一部事務組合を作るという方法も1つあります。それからもう一つは、解散をして残った町というのが当然ある訳ですけれども、それに対して、そういった残った町から業務の委託を受けるという方法がもう一つあるかと思います。それからもう一つは、それぞれの町が、あるいは市が自立して、自分たちのところでそういった業務を行うというような、これはあくまで理論的な話ですけれども、そういった幾つかの選択肢がこれから考えられるということでございます。

そういう中で、合併に伴って、仮に合併した場合には、それに伴って、先ほど来、お話がございましたけれども、各町の住民の方へのサービスの問題が残る訳ですけれども、そういった幾つかの例、あるいは方法等が考えられることから、最低限、津久井郡広域行政組合が行っている業務については、住民の方々のサービスに支障をきたさないようにしようということで、この場では1市2町でご協議をいただければというふうに考えているところがございます。よろしく願いいたします。

○小川会長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 他にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声でございます。

「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項1に移らせていただきますが、冒頭で確認をさせていただきましたとおり、1市2町の合併の是非につきましては、報告第11号の各市町における住民説明会等でお出されました意見を踏まえて、協議第33号の新市まちづくり計画をご協議いただく中で、併せて協議をいただきたいと考えております。

まず、資料の説明をさせていただきますが、関連がございますので、「報告第11号 各市町における住民説明会及びパブリック・コメント（相模原市実施）における意見について」並びに「協議第33号 新市まちづくり計画について」を事務局から一括して説明をさせていただきます。

内田事務局次長。

□報告第11号 各市町における住民説明会及びパブリック・コメント（相模原市実施）における意見について

□協議第33号 新市まちづくり計画について（継続協議）

○内田事務局次長 それでは、報告第11号をご覧くださいと存じます。

各市町における住民説明会及びパブリック・コメント（相模原市実施）における意見についてでございます。

先月、2月19日から3月1日までの間、相模原市、津久井町、相模湖町におきまして、住民説明会が各市町により開催され、相模原市においてはパブリック・コメントも実施されたところでございます。

このたび1市2町のそれぞれの首長から、協議会会長宛てご報告がありましたので、協議会の皆様にお知らせするものでございます。

それでは、ページをおめくりいただきたいと存じます。

目次がございますけれども、この住民説明会は、1市2町、それぞれ表に記載のとおり開催されたものでございます。

それでは、1ページから、内容についてご説明をいたします。

まず、相模原市の説明会における意見等の概要でございますが、右肩に書いてございますけれども、○印がついているものは同様な意見が複数あったものでございます。

まず、合併協議に関してでございますが、津久井地域との合併には反対しないが、1市2町が先行して合併協議を進めることは飛び地合併になる可能性があり反対である。あるいは、合併することを前提に、短期間に合併協議を進めるのは拙速だ。それから、飛び地になった場合の弊害を議論すべきだといったような意見がございます。

それから、ずっと下の方へいきまして、少し1行あいておりますけれども、2つ目のポチですけれども、地方自治体を取り巻く状況から合併は必要だという意見ですとか、その下の黒ポチですけれども、今後人口が減少していく中で、小さい町は生き残れないことから合併は必要だというような意見もございます。

それから次に、ひし形のところでございますけれども、住民説明、住民意向の把握に関してでございますが、市民の意見をもっと聞き、時間をかけて進めるべきだ。あるいは住民投票を行うべきである。合併に関する市民への情報提供が不十分であるといったような意見がございました。

それでは、2ページをご覧いただきたいと存じます。

財政及び支援措置についてでございますが、行財政の効率化、経費削減からも歩調を合わせ1市4町で合併すべきだ。それから2つ置きまして、施設の維持管理費用が大変な時代に、起債による新たな施設をつくる必要はない。

それから次に、まちづくり計画に関してでございますが、地域の特性を生かした、新たな農業施策を考案すべきだ。それから2つ置きまして、合併を契機に新しい都市づくりを進めて欲しい。それからまた2つ置きまして、バス交通対策や緑の保全に力を注ぐべきだ。

次に、その他でございますが、隣接する町田市や愛川町等との合併も視野に入れるべきだ。それから下から3つ目でございますけれども、合併に関わらず、人件費の削減を図るとともに、税金の収納率を上げるべきだ、このような意見がございました。

次に、3ページでございますが、主な質問でございます。これらの質問につきましては説明会でそれぞれ答えておりますけれども、質問内容をご紹介させていただきます。

まず、合併協議に関してでございますが、城山町、藤野町の合併に関する動きはどうなっているのか。後から合併に参加するのか。それから、1市2町で先行協議する理由は、財政支援措置が目的なのか。それから、合併が決まるまでのスケジュール、手順はどのようになるのかといったようなことでございます。

それから、またひし形のところを見ていただきまして、住民説明、住民意向の把握に関してでございますが、なぜ、住民投票を行わないのか。1市2町の合併について市民合意をどこで得て進めているのかといったようなご質問でございます。

では、4ページをお開きいただきたいと存じます。

財政及び財政支援措置に関してでございますが、合併特例債に対する交付税措置は、確実に措置されるのか。合併特例債といえども借金であり、市民の負担が増えるのではないのか。合併により相模原市の負担が増えるのではないのか。財政計画で人件費が減少していないのはなぜか、こういったようなご質問がございました。

それから、下の方へいきまして、まちづくり計画に関してでございますが、合併により道路計画への影響はないか。それから、合併した場合、津久井地域も相模原市と同じようなまちづくりをするのか。合併により本来予定していた市の計画が遅れる恐れはないか。津久井地域の人たちに、合併して良かったと思われるまちづくりを進めたい。

それから、5ページにまいりまして、その他でございますが、周辺の町田市等に合併を申し入れたことがあるのか。1市4町の合併により、政令指定都市を目指すのか。その可能性

は。合併を契機に新市名を「相模（さがみ）市」にしてはどうか、このようなご質問がありました。

それでは次に、6ページをお開きいただきたいと存じます。

津久井町の説明会における意見等の概要でございます。

1、主な意見でございますが、合併協議に関しましては、最終的には1市4町の合併が実現できるよう取り組んで欲しい。あるいは、津久井町としては、合併を早く推進して欲しい。

それから次に、住民説明、住民意向の把握に関してでございますが、住民投票を実施し、住民の意思をはっきりさせるべきである。

それから、1つ置きまして、まちづくり計画に関してでございますが、道路交通網の整備、バス対策に力を注いで欲しい。

それから、7ページにまいりまして、2、主な質問でございます。

合併協議に関して。1市2町の場合、広域行政組合で運営しているし尿・ごみ、消防・救急はどうなるのか。飛び地合併となって不都合はないのか。

それから次に、財政及び財政支援措置に関してでございますが、特例債の返済額と返済計画はどのようになるのか。

次に、まちづくり計画に関してでございますが、新市まちづくり計画（案）の地域連結夢プロジェクトに津久井地域への鉄道延伸の促進とあるが、実現性はあるのかといったようなご質問がございました。

それでは、8ページをお開きいただきたいと存じます。

その他のご質問でございます。合併後の津久井地域の自治会や財産区については、現行のとおり存続できるものと考えてよいか。現在の津久井町から選出される議員数を将来にわたり継続することは可能か。地域協議会とは具体的にどのような組織なのか、このようなご質問があったということでございます。

次に、9ページですが、相模湖町の説明会における意見等の概要です。

1、主な意見でございますが、まず、合併協議に関しましては、1市2町が先行して合併協議を進めることは飛び地合併になり、弊害もでてくる可能性があり反対である。合併することを前提に、短期間に合併協議を進めるのは拙速だ等の意見がございます。

それから次に、住民説明、住民意向の把握に関してでございますが、町民の意見をもっと聞き、時間をかけて進めるべきだ。合併に関する町民への情報提供が不十分であるといったような意見がございます。

次に、まちづくり計画に関してでございますが、まちづくり計画にどれほどの信憑性があるのか疑問だ。地域自治区の設置期間は5年では短いと考えるといったような意見でございます。

次に、10ページでございますが、2、主な質問でございます。

合併協議に関しましては、町長は住民投票条例に反しているが、民主主義をどのように考えているのか。1市2町で先行協議する理由は、財政支援措置が目的なのか。飛び地になった場合、行政上の弊害はないのか、このような質問が出されているということでございます。

それでは次に、11ページでございますが、津久井町及び相模湖町との合併についてのパブリック・コメントの結果でございます。これは相模原市として行ったものでございます。

募集期間は、2月18日から3月9日まで。

5の意見提出状況をご覧いただきたいと存じますが、165人、402件の意見が出されたところでございます。

表にございますとおり、1、津久井地域との合併についてが188件、2、住民意向の把握についてが127件、3、財政及び財政支援措置についてが72件、4、まちづくりについてが9件、その他が6件となっております、合計が402件でございます。

なお、7番といたしまして、この結果の公表につきましては、市のホームページへ掲載をいたしましたり、広域行政推進課、あるいは各公民館等で閲覧、配布する予定でございます。

それでは、12ページをお開きいただきまして、まず、1、津久井地域との合併についてでございます。

A、1市2町の合併についてですけれども、飛び地合併で一体感のある行政や住民サービスができるのか。飛び地合併になった時のデメリットをきちんと住民に説明してほしいということでございますが、市としての考え方といたしましては、右側でございますように、1市4町の合併に向けての先行協議と考えておりますが、もし「飛び地」となった場合でも、例えば、保健所の仕事につきまして、県ともよく相談し、住民サービスの水準を確保してまいります。また、将来のまちづくりを進めるに当たりましての、例えば、道路を新たに計画する場合などにつきましては、城山町との協議が必要となりますが、現在本市と城山町は一つの都市計画区域となっておりますので、一体の都市として整備等を行う必要があることから、引き続き城山町との協議を行いますとしているところでございます。

それから次に、Bの津久井地域との合併のメリット、デメリットについてでございますが、ご意見といたしましては、相模原市にとってのメリットがないのではないかと。あるいは、特

例法の期限をすぎて、城山町、藤野町があとから合併しても特例債が使えずメリットがないのではないかとご意見を伺いますが、市といたしましては、合併によって豊かな自然を併せ持つことにより魅力あふれる都市づくりが可能になるとともに、スケールメリットを活かした行財政運営の効率化が図られると考えておりますということをご意見を伺います。

それから、13ページでございますが、C、市長の姿勢・公約についてでございますが、市長選挙では合併は争点ではなかったはずであるというご意見に対しまして、市としては、市長選挙においては、それぞれの候補者が合併についての考え方を示していたものと考えております。市長は、8つの重点目標と65の主要施策を示し、これらの中で津久井郡各町との合併について述べておりますとしております。

それから次に、D、新市への期待についてでございますが、これは、13ページの一番下の段をご紹介させていただきます。将来を見越しての行政改革の一端として、1日も早い新市誕生を望むというご意見でございます。市としては、将来にわたって相模原・津久井地域が発展していくためにも合併による事務事業の統合などスケールメリットを活かした行財政運営の効率化に努めてまいりますとしております。

次に、14ページでございますが、真ん中辺より少し下のところで、E、他市との合併についてでございます。町田市や座間市、大和市などと合併すべきだ。あるいは米軍基地問題を抱える周辺市町村との合併で総合的に基地問題に取り組むべきだというご意見でございます。市といたしましては、津久井地域以外からは、今のところ具体的な動きはありませんが、広域的な課題については、今後も周辺自治体と連携しながら取り組んでまいりたいということとしております。

それから次に、F、合併後の制度についてでございますが、精神障害者にも重度心身障害者等福祉手当を出してほしいというものでございますが、重度心身障害者等福祉手当につきましては、合併とは別に検討していくものと考えておりますという市の考え方を示しております。

次に、15ページでございますが、上から3つ目のご意見をご紹介させていただきます。津久井町、相模湖町は議員数が減って、地域の声をどう扱うのか。また必要な事項が後回しになるのではないかとご意見を伺います。市としての考え方ですけれども、津久井町、相模湖町の住民の意思を行政に反映させる仕組みとして、地域自治区を活用することとしておりますというものでございます。

それから、下の方にまいりまして、G、その他でございますが、現状でさえ広すぎて不便

が多いのに、合併によって更に広域になり、サービスが低下するのではないか。市域は小さい方がいいというご意見でございます。市といたしましては、合併の有無にかかわらず、市民が主体的に身近な地域で課題解決などを行う仕組みと、それに対応した行政の体制づくりである都市内分権の検討を進めておりますとしております。

それでは、16ページをご覧ください。

2、住民意向の把握についてでございますが、Bの住民投票の実施等についてをご覧いただきたいと存じます。住民投票を行うべきだというご意見でございますが、市としての考え方といたしましては、合併の是非についての法律上の最終的な判断は、市民の代表である議会に委ねられております。したがって住民投票については、今のところ実施する考えはありませんとしております。

次に、17ページでございますが、C、市民への情報提供、説明についてでございます。市民の中には合併の話を知らない人も多いようだ。住民周知が足りないのではないかとというご意見でございますが、市としては、広報さがみはらや合併協議会だよりの新聞折込による各戸配布や合併協議会のホームページ、住民説明会の開催等により、周知、説明に努めておりますとしているところでございます。

それから、D、市民意見でございますが、2つ目を見ていただきまして、パブリック・コメントの意見はどのように今後生かすのかということでございますが、市の考え方といたしましては、市民の皆様からいただいたご意見につきましては、合併協議会に報告させていただくとともに、合併協議を進めていくにあたり考慮させていただきたいと考えておりますとしております。

それでは、18ページをご覧いただきたいと存じます。

3、財政及び財政支援措置についてでございます。

A、財政支援措置及び合併特例債についてでございますが、合併特例債の用途が、はっきりしていない。何の役に立つかわからないということでございますが、市としては、合併特例債につきましては、本市と津久井町、相模湖町との合併にあたり、真に必要な事業について検討しており、合併後の新市の一体性の確保や安全・安心、子育て支援のための事業を想定しております。

なお、合併特例債事業につきましては、既にご説明しておりますが、本日、また後ほどご説明させていただきます。

次に、19ページをご覧いただきたいと存じます。B、合併に伴う財政負担についてで

ございます。私たちの税金が津久井地域に使われてしまう。あるいは、南地区の公共施設の整備が遅れているのに、合併したら今以上に整備が遅れてしまう。津久井地域のインフラ整備、特に下水道、道路は本市の状況と同じにしなければならず、その税収もわずかだと思いうというご意見ですが、市としての考え方といたしましては、施策の実施にあたっては、新市の均衡ある発展を図るため、地域の特性や施策の優先度などを考慮しながら進めていくものと考えておりますということとしております。

次に、20ページをご覧くださいと存じます。

4、まちづくりについてですが、A、新市まちづくり計画についてでございます。（仮称）北地区保健福祉センターを橋本につくるのは津久井地域のことを考えていないのではないかというご意見ですが、市といたしましては、保健福祉センターについては、保健福祉サービスの総合的サービスの調整及び提供機能を有する拠点施設として、保健福祉圏域の中圏域（北・中央・南）に整備することとしており、津久井町・相模湖町の区域については、保健福祉圏域のあり方や既存施設の活用も含め検討してまいりますとしております。

それから、21ページをお開きいただきまして、5のその他でございますが、合併よりも基地問題を解決すべきといったようなご意見でございます。市といたしましては、県をはじめ、座間市、大和市等周辺都市と連携しながら、今後も取り組みを進めてまいりますとしております。

なお、これらのご意見につきまして、これはアンケートではございませんので、賛成、反対、何件ということも、その意味合いについては議論の分かれるところでございますが、ちなみに、165人の方のうち、明確に賛成ということで――すみません、これは資料には載ってございませんが、賛成ということで出された方が16人、それから反対という方が99人、その他が50人といったような状況でございました。併せてご報告をさせていただきます。

それから次に、新市まちづくり計画の関係でございますが、修正点に入ります前に、新市まちづくり計画に関する意見募集をいたしました。その結果を先にご報告させていただきたいと存じます。いろいろ資料があつて恐縮ですが、右肩に「新市まちづくり計画（修正案）関係資料」というものがあると存じます。新市まちづくり計画（案）に対する意見募集の結果でございます。

これは協議会として実施したものでございます。今までご説明いたしましたのは1市2町、それからパブリック・コメントにつきましては相模原市が実施したものでございます。これ

は、協議会といたしまして、新市まちづくり計画（案）に対する意見を1市2町の皆様から募集したものでございます。

まず、募集期間でございますが、2月18日から3月9日まで行いました。

募集の周知につきましては、合併協議会だよりや合併協議会のホームページで行ったものでございます。

計画案の配布場所は、1市2町の記載の箇所で行いました。

4、募集方法ですが、直接持参いただきましたり、郵送、ファクス、Eメールという手段でございます。

5の意見提出状況でございますが、34人の方から77件の意見をいただきました。内訳は、相模原市民21人、津久井町民12人、相模湖町民ゼロ人、不明1人という状況でございます。

6番、意見の内訳でございますけれども、同じ内容の意見は集約いたしましたので、延べでは77件だったんですけれども、合計では、重複がございましたので66件というふうになっております。この中で多かったのが、左側の欄の下の方でございます合併シンボルプロジェクト、あるいは交通、それからその右側の財政計画、こういったところが意見が多かった分野でございます。

7、結果の公表でございますが、提出された意見の概要及び提出された意見に対する協議会の考え方を公表するとしておりまして、この協議会の考え方につきましては、本日、まちづくり計画と併せてご協議いただき、ご決定をいただきたいと考えておるところでございます。

そして、協議会ホームページへ掲載をし、計画（案）を配布した場所で閲覧する、あるいは合併協議会だよりへ概要を掲載するといったことを考えているところでございます。

それでは、内容に入らせていただきますが、2ページをお開きいただきたいと存じます。

意見の要旨と合併協議会の考え方でございます。左側にいただいた意見等、それから右側に合併協議会の考え方（案）としてお示ししてございます。これについてご協議をいただきたいと思っております。

まず、負担増を伴う計画案に相模原市民のメリットはなく、合併には反対といったようなものでございます。考え方といたしましては、合併の効果は、住民サービスの向上や財政など、様々な視点から考える必要がありますが、「新市の将来像」や「まちづくりの目標」の実現をめざしてこの計画を推進することで、総合的かつ効果的なまちづくりを行うことがで

き、新市の一体化と均衡ある発展に寄与するとともに、市民福祉の向上が図れるものと考えます。なお、基本的に、合併に伴って相模原市民の方の負担が増えることはないものと考えております。

次に、各市町の現在の施策と変わらず、合併してもしなくても同じであり、合併自体の意義がないというご意見でございます。考え方といたしましては、この新市まちづくり計画（案）では、基本的に今までの各市町のまちづくりを継承し、合併に伴う新規事業は必要最小限にとどめるという考え方で策定しております。合併に伴い、活力ある都市地域と豊かな自然を併せ持つことにより魅力ある都市づくりが可能になるとともに、スケールメリットを活かした行財政運営の効率化が図られます。また、地域それぞれの歴史や文化が融合し、新たな発展の可能性が広がると考えています。

次に、広域的な視点で、必要のないものは作らないというスタンスでまちづくりをすべきであるというご意見でございます。考え方といたしましては、「まちづくりの考え方」に示すように、今後は都市を経営するという視点に立って、効率的・効果的な行財政運営を推進していくことが必要であり、最小の経費でサービスを提供することや、広域連携を推進することが必要になると考えます。

次に、2、計画策定の方針、計画の期間でございますが、「まちづくりの将来ビジョン」のどのような考え方を参考として作成したのか、具体的に記述すべきであるということでございますが、考え方といたしましては、主に「まちづくりの基本方針」や「基本目標と施策体系」について、その考え方を反映しておりますとしております。

次に、3ページでございますが、合併特例債が使えなくなる平成28年度以降の計画はどうするのかというご意見ですが、考え方といたしましては、新市において、この計画を踏まえて新たな総合計画を策定することが必要となります。総合計画の策定にあたっては、市民の皆様との協働により、議会等のご意見を伺いながら取り組んでいく必要があると考えます。

次に、3、新市の概況でございますが、「都心から西に向かって概ね30～60kmに位置しており」の「都心」がどこか分かりにくいということございまして、これにつきましては「東京都心」というふうに直させていただくものでございます。

4番の新市の将来像でございますが、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備により、広域交流拠点としての発展の可能性が高まるのは城山町であって、1市2町には当てはまらないのではないかとご意見でございますが、考え方といたしましては、広く県北地域の経済の活性化や土地利用の活性化が図られることになり、新市の発展の可能性が高まるものと

考えているものでございます。

次に、都市地域と自然環境が一緒になることで、自然を破壊することにならないかというご意見でございます。考え方といたしましては、まちづくりの基本目標として掲げるように、津久井・相模湖地域の豊かな自然環境を保全するなど水源地域の環境の向上を図り、都市内部でも自然を感じられる、うるおいと風格あるまちづくりを目指すことが必要であると考えております。

次に、5、まちづくりの考え方でございますが、まちづくりの考え方に、飛び地合併によるまちづくりの考え方を明確に記載すべきであると。考え方といたしましては、現在進めている1市2町の合併協議は、あくまでも1市4町の合併に向けての先行協議であると考えており、「飛び地」の状況を作ろうとしている訳ではありません。また、合併後の新市の一体性を確保することは重要な課題であると考えていることから、「地域連結夢プロジェクト」などのプロジェクトを推進することが必要であると考えております。

次に、住民が主体となるまちづくりを目指すというが、新市を作る段階から住民が主体となるべきであり、現在はそうになっていないというものでございますが、考え方といたしましては、新市のまちづくりにおいて、住民と行政などが協働して取り組むことが大切であると考えております。この計画を検討するにあたって参考とした「まちづくりの将来ビジョン」も、公募による住民により策定されたものです。

次に、施策として「（仮称）NPO促進条例の制定の推進」を追加し、地域住民が課題の解決に向けて行政と協力して取り組むことができる法的な位置付けをすべきであるということでございますが、相模原市では、平成15年2月に「パートナーシップ推進指針」を策定いたしまして、こういったパートナーシップの基本を定める条例の制定を既に掲げているところでございます。17年に設置を予定している「（仮称）さがみはらパートナーシップ市民委員会」において、ご提案の条例内容も含めた市民参加や市民活動を推進するための新たな取り組みなどにつきまして検討を進める予定というふうになっているものでございます。

次に、6、基本目標でございますが、さがみ縦貫道路は圏央道の一部であるが、圏央道はその存在意義が問われており、早期に整備することが良いとは思えないというものでございます。考え方といたしましては、新市にとっても、国道16号の渋滞緩和策として、整備が必要な幹線道路であると考えます。

次に、土地利用の基本目標に「市街地の高度利用」とあるが、居住環境が保全されないということに対しましては、新市の土地利用を検討するにあたっては、地域ごとの特性を踏ま

え、新市全体として秩序ある発展を目指すことが必要であると考えております。このため、新市の核としての中心市街地では高度利用を図り、農林地域ではその地域の状況に応じた適切な土地利用を図るなど、良好な居住環境を創造し、特色のある地域づくりを進めることが求められるものと考えます。

7、合併シンボルプロジェクトでございますが、「新市の一体化」は飛び地合併であり、道路が分断されるため無理ではないかというご意見でございます。これに対し、考え方といたしましては、相模原地域と津久井・相模湖地域は国道などで結ばれていますが、さらに津久井広域道路などの幹線道路の整備により、広域的な交流や地域の交通の利便性、快適性が図られることになり、新市の一体性も確保できると考えているものでございます。

それから次に、津久井地域への鉄道延伸を検討するよりも、今あるバスを利用しやすくする方が良いのではないかと。あるいは、津久井地域の鉄道の延伸を促進するというが、実現可能とは思えない。あるいは、5ページにまいります、広域的な交通よりも、公共交通の整備が市民にとっては必要であると、こういったご意見でございます。これらに対しましては、新市の一体性の確保や、均衡ある発展のための施策の1つとして、津久井地域への鉄道の延伸を促進することが考えられるものです。また、バス交通対策としては「バスのネットワークの充実」、「乗合バス路線維持事業」などを新市の主要事業として位置付けておりまして、津久井地域においてもバス交通の充実を目指すことが必要であると考えているものでございます。

次に、森林ミュージアムを作るよりも、現在の自然をあるがままの姿で利用した方が良いということでございますが、森林ミュージアム推進事業につきましても、できるだけ現状の自然を保護し、負荷を与えないよう配慮することが必要であると考えているものでございます。

それから、企業立地基盤の整備は金がかかり、企業誘致はうまくいかないのではないかと。ということですが、これにつきましても、ある一定規模の企業立地基盤整備等を行うことは、企業誘致等の促進につながるというふうに考えているものでございます。

次に、生涯学習で参加者を選ぶ場合、旧町民への配慮をお願いしたいということですが、これは、多くの市民の皆様に参加していただけるよう、様々な学習機会を提供していくことが必要であると考えているものでございます。

それから次に、都市内分権を進めることも大事だが、合併するよりも自治体は小さい方が良いというご意見ですとか、都市内分権を目指すならばじめから合併しない方がいいという

ご意見でございますけれども、考え方といたしましては、総合的、効果的施策を展開することや質の高い行政サービスを展開するためには、基礎的な自治体である市や町にある程度の規模が必要になりますが、都市内分権を進めることにより新市の面積が広がっても、小さな自治体のようにきめ細かなまちづくりを進めることが可能になるものと考えておりますとしております。

次に、8、交通でございますが、国道413号を片側2車線化すべきであるということでございますが、津久井広域道路や（仮称）下九沢大島線の具体化などにより、自動車交通の分散が図れると考えておきまして、合併シンボルプロジェクトなどにおきましても、骨格幹線道路の整備に取り組むこととしているものでございます。

次に、6ページでございますが、コミュニティバスの導入検討事業と記載されているが、津久井町では導入済みであり、「コミュニティバス路線の充実」とすべきであるというご意見でございますが、考え方といたしましては、新市における鉄道、路線バス等の公共交通を利用しにくい地区におけるコミュニティバスの導入を検討する必要があるとしているものでございます。

次に、新しい交通システムの導入検討事業の具体的な内容が分からないというご意見でございますが、考え方といたしましては、交通利便性の向上のほか、拠点間の連携強化を図るため、新しい交通システムの導入について、検討する必要があると考えているものでございます。

次に、相模原、相模湖間に私鉄又はモノレールを設置すべきであるというご意見でございますが、考え方といたしましては、新市において津久井広域道路の整備や、JR横浜線・中央本線の相互乗り入れを促進し、新しい交通システムの導入について検討する必要があると考えているものでございます。

次に、津久井広域道路は必要ないというご意見でございますが、新市の一体性を確保し、均衡ある発展のための骨格幹線道路として、整備が必要であると考えているものでございます。

次に、津久井広域道路をはじめ、国道、県道の整備促進を推進して欲しい。あるいは相模線の複線化に向けて努力して欲しいというご意見でございます。これに対しましては、主要な事業として位置付け、取り組んでいくことが必要であると考えておるものでございます。

次に、リニア中央新幹線建設促進と駅誘致を強力に推進する必要があるというものでございますが、これについては、駅の誘致に取り組む必要があると考えるものでございます。

次に、7ページでございますが、9の都市基盤ですけれども、中野地区の老朽化した町営

住宅を別の場所に建替えて欲しいということでございますが、考え方といたしましては、公営住宅についても計画的に整備、改善していく必要があると考えるものでございます。

10、自然・環境でございます。津久井地域の自然は魅力だが、相模原市内の緑地の保全が心配であるというご意見でございますが、考え方といたしましては、新市においても、市街地やその周辺に残る貴重な緑の保全に取組み、自然と共存するまちづくりを進めることが必要であると考えておるものでございます。

次に、津久井・相模湖地域に霊園を作って欲しいということでございますが、相模原市においては、平成33年までに峰山霊園の墓所等を段階的に整備し、供用を進めることとしております。整備にあたっては、より多くの方に利用していただけるよう、供用数を増やしているところでございます。新市においても、墓地需要の把握に努めていく必要があると考えているものでございます。

次に、津久井の河川改修事業が掲げられていないが、合併したら津久井の河川改修は行わないのかということでございますが、津久井地域において必要な河川改修事業は、合併後も引き続き行っていくことになると考えておるところでございます。

次に、津久井4町のごみ処理も含んだ南清掃工場の建替えは必要ないというご意見でございますが、考え方といたしましては、相模原市には南・北2つの清掃工場があり、津久井郡には津久井町青山に一部事務組合の清掃工場が稼働しています。青山の清掃工場は、高効率発電を行うための実証炉として整備されたものですが、運転管理等に相当な経費を費やしています。合併後、3施設を現行のまま稼働させることは非効率であることから、相模原市の清掃工場で津久井地域のごみ処理が行えるよう整備を進めることが必要であると考えておるものでございます。

次に、11、産業でございますが、津久井リサーチ・インテリジェントパークエリア整備事業は実現性・実効性があるのか。あるいは、産業振興のため、新市では津久井地域の工業系の用途地域を増やしたらどうかというものでございますが、考え方といたしましては、新市において、地域経済を支えるために生活・自然環境と調和し、地域特性を活かした産業創生をめざすこととしております。このため、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備に伴う周辺土地利用の活性化を図り、企業誘致を進めるなど、活力ある産業の振興を推進し、特色ある地域づくりに取り組んでいくことが必要であると考えておるものでございます。

8ページにまいりまして、工場跡地などへの企業移転や商業施設、住宅建設など地域の活性化につながる措置を講ずる必要があるというものですが、工場跡地利用にあたりましては、

魅力と活力のあるまちづくりを実現するために、企業誘致など産業集積を促進する必要があるものと考えておるものでございます。

12、土地利用でございます。津久井広域道路ができると中野地区が取り残されてしまう恐れがあるので、コミュニティセンター等の施設を整備して欲しい。それから、新市の西の中心として中野地区の活性化が必要であり、開発（再整備）事業を位置付けてもらいたいというものでございますが、考え方といたしましては、計画的な土地利用を進めるとともに、地域の状況に応じた土地利用を図ることによりまして、新市全体での効率的で秩序ある都市の発展を目指すことが必要であると考えているものでございます。地域ごとのまちづくりのあり方につきましては、新市の総合計画の策定にあたりまして、住民と行政が協働して策定していくことになるものでございます。

次、13、観光でございますが、特産品もないこの地域としては、観光地として脚光を浴びる対策が必要であるというものでございます。考え方といたしましては、新たな観光拠点の整備とネットワーク化を図り、産業と観光が連携した魅力ある観光地づくりを進める必要があると考えるものでございます。

次に、津久井広域道路沿いに休憩所を兼ねた農産物などの販売所として、道の駅を設置したらどうかというものでございますが、商・工・農業が連携した特産品づくりに努めるなど観光産業の振興を図ってまいりたいと考えているものでございます。

次、14、教育・文化でございますが、麻溝公園陸上競技場は必要ないというものでございます。考え方といたしましては、拠点的な運動施設として、相模原麻溝公園競技場を、平成18年度に供用開始することとして整備を進めています。新市においても、市民スポーツの振興を図るため、全国規模の陸上競技大会やサッカー、ラグビー等の公式試合が開催できる機能を備えた広域的な施設として、必要な競技場であると考えているものでございます。

次に、図書館建設事業は必要ないというものでございますが、考え方といたしましては、新市においても、均衡ある発展のため、文化・学習の拠点として、図書館の整備が必要になるものと考えておるものでございます。

次に、武道館の整備検討は必須の事業であるというご意見でございますが、考え方といたしましては、新市において、市民が身近にスポーツを楽しむ機会を提供するための拠点施設として、整備を検討することが必要になると考えておるものでございます。

次に、15、保健・医療・福祉でございますが、「斎場・火葬場の調査研究」の項目を追加して欲しいというご意見でございます。現在の相模原市営斎場は、津久井地域の方の利用

も受け入れ可能であることから、合併後も当面は既存の施設で対応していくものと考えているところでございます。

次に、津久井地域にも保健福祉センターを整備してもらいたい。あるいは、急病のとき、城山町の医療機関に受診できず、津久井から相模原まで行かなければならなくなるのではないかという不安があるというご意見でございますが、合併後においても、津久井地域の住民サービスを低下させないよう配慮することや、住民の命を守り、誰もが安心して生活ができるよう、医療体制の充実、救急体制の整備に努めることが、大切であると考えているものでございます。具体的な施設の配置計画などは、新市において、総合計画を策定する際に住民との協働などにより検討していくものと考えております。

16、新市における県事業の推進でございますが、県の総合計画に位置付けられた事業ばかりでなく、新市において必要な県の事業をもっと合併協議会で議論すべきであるというご意見でございます。これに対しましては、県の総合計画と、このまちづくり計画に位置付けをしております県事業は整合を図る必要があると考えておるものでございます。

次に、17、財政計画でございますが、津久井・相模湖地域に充てられる予算が合併前よりも減らされてしまうのではないかとこのことでございます。考え方といたしましては、新市の均衡ある発展を図るため、地域の特性や施策の優先度などを考慮しながら進めていくものでございます。

では、10ページをご覧くださいと存じます。

津久井・相模湖地域が市債の負担を背負うことになるのではないかとこのことでございますが、考え方といたしましては、合併前に発行した市債の返済は、合併により、現在の津久井町及び相模湖町にお住まいの方々を含む、新市の住民の税金などで賄われることとなります。

次に、合併特例債の候補事業を選定した理由や事業費の算定根拠、具体的な候補地等を明らかにして欲しいということでございますが、本日お手元に、1枚ものでA4横長の資料をお配りさせていただいていると存じます。「合併特例債候補事業に関する資料」というものでございまして、今まで口頭でご説明をさせていただいておりましたけれども、ご覧のような形で、事業説明につきましても書かさせていただいたものでございます。既にこの協議会では口頭にてご説明をしておりますので繰り返しは避けさせていただきますけれども、このような形で整理をしているところでございます。

それでは次に、合併市町村振興基金は今後の負担にならないかというご質問でございます

けれども、考え方といたしましては、合併市町村振興基金は、新市の一体感醸成のためのイベントや、地域振興のための行事などに充てるために、合併特例債を利用して積み立てることとしています。合併特例債は新市が返済することとなりますが、元利償還金相当額の70%は、国が地方に交付する普通交付税の算定において、基準財政需要額に算入されることとなっております。

次に、合併特例債は借金であり、借金をしてまで合併をすることはない。あるいは、財政状況が悪化する中で、合併特例債も市民の負担が大きくなっていくというものでございますが、合併特例債の説明は先ほどしたとおりでございます。新市におけるまちづくりに必要な事業について、必要最小限の範囲で活用することとしているものでございます。

次に、地方交付税が交付されない場合、合併特例債の償還はどうなるのかというご質問ですけれども、11ページになりますけれども、元利償還金相当額の70%は、基準財政需要額に算入されることになっておりますので、毎年度の普通交付税の算定により、仮に、新市に普通交付税が交付されないというような事態になれば、合併特例債の元利償還金は新市の負担となるものでございます。

次に、18、その他でございますが、今でも市役所が遠くて不便なのに、合併すると面積が広くなり、今以上に不便になるというご意見でございます。考え方といたしましては、新市における公共施設の整備統合については、住民のみなさまに不便とならないよう、地域全体のバランスや地域特性を考慮しながら整備を進めることとしております。また、ITを活用し、効率的な行政運営を進めることが必要であると考えているものでございます。

次に、地域のまちづくりの計画に地域住民の声を取り上げて欲しいというものでございますが、考え方といたしましては、この計画（案）は、1市3町の任意合併協議会において、公募の住民により検討され、アンケート調査やパブリック・コメント結果を踏まえてまとめた「まちづくりの将来ビジョン」を基に作成したものでございます。地域ごとのまちづくりの考え方については、地域の皆様と協働して策定をしていくことになると考えているものでございます。

次に、津久井・相模湖地域の議員が減り、地域を育てることができなくなってしまうのではないかとありますが、これにつきましては、合併前の地域の歴史や文化などを生かしつつ、一体的なまちづくりを進めるため、現在の津久井町、相模湖町を単位として地域自治区——ここで、申し訳ございません、誤植がありまして、「地域自治区を」でございます。地域自治区を合併後5年間設置することとしております。また、協働と分権が今後のまちづ

くりには大切であり、都市内分権による——ここもすみません、「住民自治」でございまして、「住民を自治」の、この「を」は消していただきたいと存じます。都市内分権による住民自治の充実を進めることが必要であるものと考えておるものでございます。失礼いたしました。

次に、職員数を削減することで、市民サービスが低下するのではないかとということでございますが、考え方といたしましては、旧役場庁舎は総合的な事務所として住民サービス提供機能などを担い、住民サービスが低下しないよう配慮することとしているものでございます。

それでは、12ページをご覧いただきたいと存じます。

住民投票をして欲しいというご意見ですが、これは協議会でまちづくり計画について意見募集したものでございますので、住民投票については各市町で判断されることということでございます。

それから次に、合併して新しい施策を考えるよりも、現在の相模原市として、先にやらなければならないことがあるはずということでございますが、新市まちづくり計画は、合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に行うために必要な施策について検討しているものですというものです。

次に、地球温暖化防止のまちづくりの観点から、「温暖化対策特区」を計画に位置付けて欲しいというものでございますが、相模原市では、地球温暖化問題に既に取り組んでおりまして、新市においても、環境に配慮した取り組みを進めることが大切であると考えておるものでございます。

それから、事業名に一般的でないカタカナを使いすぎているというご意見でございますが、これは、現在、市町で使用している事業名を、そのまま使用したものでございます。

それから次に、新市の名称を再考すべきであるというご意見でございますが、これは、第1回合併協議会で既に「相模原市」と決定しているものでございます。

最後に、中核市になることによって市民サービスが向上することはないというご意見ですが、津久井町、相模湖町では、中核市である相模原市と合併することによりまして、保健所事務や生活保護に係る事務など住民生活に直接関わりのある事務を新市が実施することに伴いまして、よりきめの細かい住民サービスの提供が可能となると考えておるものでございます。

以上が、意見募集の結果でございます。

こうした意見募集の結果を踏まえまして、それから県との事前協議を行いまして、お手元

に「新市まちづくり計画（修正案）」というものがあると存じますが、この間、2回目以降、
どういう点を修正したのかにつきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。

これにつきましては、今の報告第11号の続きの中で、「新市まちづくり計画（修正案）
修正箇所一覧」というものがあると存じます。大きく3つに分かれておりまして、修正のき
っかけというところで分類いたしますと、まず1つは、神奈川県との事前協議結果によるも
のでございまして、これが、2月18日から3月7日までの間、いろいろ事前協議をさせて
いただきまして、これが、ナンバーでいきますと1から13までございます。それから2番
といたしまして、住民からの意見募集結果によるもの。それから3として、その他ござい
ますが、これは事務局自ら修正したものでございます。

それでは、大変恐縮ですが、修正箇所をご覧になりながら、新市まちづくり計画の修正案
もご覧いただいでご確認いただければと存じます。

まず、1ページでございしますが、28行目となっておりますけれども、表題でいきますと、
1、合併の背景と必要性というのがございまして、（2）効率的な行財政運営の推進の3段
落目でございます。ここのところは、修正前は、「国の財政状況の悪化は、地方にも大きな
影響を及ぼしており、1市2町でも普通交付税は減額される傾向にあるなど、一層の行政改
革が必要です」という表現でございましたけれども、これにつきましては、備考にもござい
ますように、三位一体改革による国・地方の税財政制度の見直しによる影響もござい
ますので、国の財政状況の悪化のみが交付税の減額の原因であるとは言えないといったこと
から、記載のように、「国の財政状況や三位一体改革は、地方にも大きな影響を及ぼして
おり、1市2町でも国庫補助金や普通交付税などは先行き不透明であり、一層の行政改革が必
要です」というふうに修正をさせていただいたところでございます。

それから次に、3ページでございしますが、修正案の3ページ、2、新市の概況、1、位置
と地勢とございます。ここの1行目でございしますが、これは、先ほど申し上げましたように、
「都心から」ということだと、どこの都心か分からないというご意見がありましたので、
「東京都心から西に向かって」というふうに直しているところでございます。

それから次に、6ページでございします。6ページの表がございしますけれども、表がありま
して、出典がありまして、その下に「（相模原市の面積は行政界変更に伴い修正していま
す）」という表現をさせていただいております。これは、出典先の資料を見ますと「90.
41」というふうになっておりますが、実は行政界の変更がございましたので、「90. 4
0」というのが最新の数値でございしますので、その説明書きをしております。これは後ほど

何回か出てまいりますけれども、説明については省略させていただきます。

次に、7ページでございますけれども、修正案の7ページ、下の方に森林地域ということで表がございますが、ここに、以前は「地域森林計画対象外民有林」という欄があったのでございますが、出典の資料ではその面積が記載されていないということで、これは削除をさせていただきますのでございます。

それから、右側の8ページをご覧くださいまして、自然公園地域の表の国立公園の欄でございますが、これは、新市のパーセントが、以前は「(27.5%)」となっていたんですけれども、これは「(27.6%)」が正しいということで、修正をさせていただきます。

それから次に、10ページをご覧くださいたいと存じます。

6の道路・交通ということで、(1)の表題でございますが、以前は「広域道路交通体系」といふうになっておりましたけれども、11ページをご覧くださいますと、(2)が鉄道で、(3)がバスというふうになってございますので、この(1)は「道路」というふうに合わせてものでございます。

次に、17ページをご覧くださいたいと存じます。

17ページの基本目標1の下から3行目、「水源地域の保全に向けた下水道の整備や」というふうになってございますが、これは、以前は「上下水道の整備」というふうになっておりました。ただ、その後、上水道の整備はもう終了しているということでございますので、上水道の方をとりまして、下水道というふうにしたものでございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと存じます。

22ページの表でございますが、主要事業のところ、一番上のポチ印、広域幹線道路の整備促進、それから2ポチ目で国道、県道の整備促進とございますけれども、この中で、相武台相模原線につきましては、広域幹線道路から国道、県道整備促進の方に移させていただきます。県道の位置付けを見直したということでございます。

次に、30ページでございます。

第7章、新市における県事業の推進の1、神奈川県役割のところでございますが、備考にも書いてございますが、県では、神奈川県における市町村合併支援指針に定めるとおり、新市の速やかな一体性の確保や行財政運営の安定化に向けた総合的な支援を実施していくととしております。ただ、具体的な支援内容につきましては、その必要性を勘案しながら今後決定していくということで、記載のとおり、「財政的・人的支援を行います」の前に、

「必要に応じて」と。それから2段落目につきましても、「財政的な支援を講じます」の前に「必要に応じて」というふうに修正をしているものでございます。

それから、同じページの2、県事業の推進の1行目からですけれども、これは、前は、神奈川県総合計画において、「『環境共生生活都市圏』に位置付けられており」というふうな表現だったんですけれども、これですと、新市の地域が、イコール環境共生生活都市圏というふうな誤解を生むということで、記載のとおり、「新市の地域は、神奈川県総合計画における『環境共生生活都市圏』に位置し」というふうな形で表現を変えさせていただいているものでございます。

それから、同じページのずっと下の方を見ていただきまして、下から5行目でございますけれども、「橋りょうの架替（県道510号）」とございます。これは、前は「地域分断・交通のボトルネックの解消」ということだったんですけれども、分かりにくいということで、「橋りょうの架替」に修正をさせていただいております。

それから次に、インターチェンジ接続道路の整備のところ、前は「国道129号」と入っていたのでございますが、インターチェンジ接続道路としては国道129号の整備はないということでございますので、削除したものでございます。

それから次に、31ページをご覧いただきたいと存じます。

2行目、水源環境保全対策の推進でございますが、前は「水環境」というふうになっておりましたが、「水源環境」ということで直させていただいております。

それから、4つ目の丸で「水源の森づくりの推進」、これを入れさせていただいております。

それから次に、32ページでございますが、32ページ、丸3、「地方交付税」というのが下の方でございます、この表現の仕方でございます。特別交付税について、従前は「特別交付税は、平成11年度から15年度までの数値のうち、最も少ない額で継続するものとして推計します。また、特別交付税措置を見込みます」ということで、同じ表現で使っていましたので分かりにくいというご指摘がございまして、修正後のように、「最も少ない額で継続するものとして推計し、加えて合併財政需要に係る措置を見込みます」というふうに修正させていただいているところでございます。

次に、その他ということで、すみません、ちょっと順番が前後して恐縮ですが、5ページをお開きいただきたいと存じます。

5ページの世帯数の推移のところでございます。（2）世帯数の推移とございますけれど

も、ここは数値の修正ということで、平成12年が前回の数値が違っておりましたので、これは、「平成12年世帯数251,140」、それから伸び率は「11.6%」ということで直させていただいているところでございます。

それから次に、最後に、34ページでございます。財政計画のところでございます。

財政計画についての修正点でございますけれども、まず1点目でございますが、歳出の投資的経費に積み上げておりました事業の見直しを改めて行いました結果、合併前に前倒しで実施される事業がございましたことから、投資的経費を減額し、事業の財源となる歳入の市債及び歳出の公債費の修正を行ったものでございます。

それから、2点目でございますけれども、新市の一体感を醸成するためのイベント開催などの経費に充てるために、合併市町村振興基金40億円を合併後1年目に積み立てると見込んでおりましたが、合併後、4年度間に、各年度10億円を積み立てることといたしました。これは、合併特例債を利用して、合併市町村振興基金を積み立てることとしておりますので、借り入れ年度を分散させることによりまして、市債発行における年度間の平準化を図ったものでございます。

また、歳出の公債費における元利償還金額につきまして、見込み違いがありましたことから、訂正をさせていただき、歳出の公債費及び歳入の地方交付税の修正を行ったものでございます。

以上のような修正をさせていただきまして、新市まちづくり計画（修正案）としてご提案させていただくものでございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○小川会長 ご苦労さまでございました。

いかがでしょう、ここで会議を休憩いたします。再開は4時25分。こちらの時計の4時25分。あと、ですから15分間の休憩とさせていただきます。よろしく願いいたします。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時26分

○小川会長 再開いたします。

引き続き協議を続ける訳でございますが、先ほど事務局から説明がございました。ご意見等ございましたら、ご発言を願います。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 失礼いたしました、相模原の井口でございます。

今ご説明をいただいた中の前段として1点確認をしたいところがございます。私は、この1市2町の合併協議を進めている前提に、将来的に1市4町が合併するという理想があります。この理想がある前提で、今、この1市2町の合併協議に参加しているところではありますが、1市4町の合併がかなう可能性、蓋然性が高いと見込まれる場合は、この理想に向けて協議を進める前段として、今、この1市2町の合併を合併特例期限までに行うことについては、なるほどと思うところがある訳ですが、第1回目の協議会でも申し上げましたとおり、1市4町の合併がかなう可能性が低い場合には、やはり相模原市が飛び地になってしまうということになりますので、いささか慎重になってしまうところがございます。

只今ご説明をいただいた新市まちづくり計画（案）に対する意見募集の結果の中の3ページ、5のまちづくり計画の考え方の1番目に、合併協議会の考え方として、1市4町の合併に向けての先行協議であって、飛び地を作ろうとしている訳ではありませんというふうなコメントが載っています。これを受けまして1点確認したいのが、前回、協議会でご報告をいただきました、4月から設置される1市3町の法定合併協議会、それと藤野町との法定合併協議会、これにつきましては、前回報告をいただいたとおり、4月に設置される方向で動いていることに間違いがないのかどうか、これを前段として確認をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 事務局長。

○田所事務局長 1市3町、それから藤野町との1市1町の法定合併協議会の設置に関してのご質問でございますが、現在、各市町におきまして、議会の方に法定合併協議会の設置についてご審議をいただくようにご提案を申し上げている段階でございます。それぞれの市町の議会でそれらの法定合併協議会の設置についての議決をいただければ、4月早々くらいに設置ができるのではないかと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 井口委員。

○井口委員 それでは、各町、関係者の皆さんが、その法定合併協議会が4月からできるように努力をされているという理解をさせていただいた上で、もう1点ご質問をしたいと思うんですが、それでもやはり今後、可能性として飛び地になっていくということが考えられると思うんですが、皆さんが最大限の努力をされたあげくに、結果で1市2町の飛び地になるということもやはり念頭に入れていかなければいけないのかなと思っているところでもあります。

その賛否についてはともかくとして、新市まちづくり計画を拝見させていただきますと、やはり飛び地になった場合を想定した計画になっていないのではないかなというところが1点ございます。飛び地になった場合は、やはり市の一体感を持たせる施策を非常に力を入れていかなければいけないのかなと思うのが1点と、飛び地になったがゆえに、飛び地を生かしたまちづくりという視点もやはり必要ではないのかなというところを感じているところがあります。この点、意見を募集していろいろ修正をした結果、今日、ご提案をいただいたかと思うんですが、飛び地になった場合の一体感を持たせる施策、それと、飛び地になったがゆえに、飛び地を生かしたという視点で作られた施策、この辺はどのようなところがそれに該当するのかというのをもう1回ご質問させていただきたいと思います。

○小川会長 内田事務局次長。

○内田事務局次長 一体感を持たせる施策ということでございますが、シンボルプロジェクトをご覧いただきたいと存じます。19ページでございます。地理的にどうあれ、合併することによって、新市において、それまで違った歩みをしてまいりました自治体が一つの自治体として進んでいく訳でございますので、一体感の確保というのは大変重要な課題であると考えております。

そして、今回、1市2町のこの計画を作るに当たりまして、地理的には、この1市2町でございますから、19ページの地域連結夢プロジェクトの図にもございますように、さがみ縦貫道路はちょうど城山町の区域を通ります。城山インターチェンジ、仮称ですけれども、それも城山町にあるということでございます。したがって、図にもございますように、地理的にはこのような形にならざるを得ないというものでございますけれども、ここで大事なのは、相模原市域と、それから津久井・相模湖地域、これの一体性をどうするかということで、1つは、交通の利便性、これを高める。人や物の交流をしやすいというものでございますので、ここにもございますように、骨格幹線道路の整備というものが非常に重要であると考えております。それから、2の市民のオアシスプロジェクトにおきましても、市民のオアシスとしてうるおいとやすらぎのある新市づくりを進めるということでございますので、都市的な相模原と、それから、緑や湖、そういった自然の多い津久井地域との交流を図るために、都市に住む市民が自然に親しむ、そういうような事業を行っていくこと。これがまた一体感を育むのに有効であるというふうに考えているところでございます。

地理的には、確かに、「飛び地」という言葉が適切かどうかは議論があるところだと思いますけれども、新市として一体感を確保していく努力というのは続けなければいけませんし、

この計画でも、そういった新市の一体感の確保ということで作っているものでございます。

なお、飛び地を生かしたまちづくりという点につきましては、飛び地だからこういうふう
にやった方がいいということですか、あるいは飛び地であるからそれを生かせるというの
は、なかなか私どももこの間では思いつきませんで、住民の皆様からの意見でもそういうこ
とはなかったものでございます。

以上でございます。

○小川会長 井口委員。

○井口委員 ありがとうございます。この合併の是非につきましては、また別途、ご意見をさ
せていただきたいと思います。是非、このまちづくり計画が総合計画として策定される時
点におきまして、これはもともと1市3町の合併を念頭に作られたまちづくりビジョンが前
提となっていると思いますので、今後、総合計画とかを策定されるときには、やはり飛び地
になっているのであれば、それを前提として、特に一体感と飛び地であるがゆえに配慮しな
ければいけない施策というものがあるかと思っておりますので、その点は、今後、もし総合計画を
策定されるときに特段の配慮をしていただきたいと思いますという意見でございます。よろしくお願
いいたします。

○小川会長 他にございませんか。

矢越委員。

○矢越委員 相模原の矢越でございます。

前回の合併協議会の最後のところで、アドバイザーの先生方からご意見をちょうだいしま
した。その中で、ちょっと私が疑問に思ったので、再度お尋ねしたいと申しますか、お尋ね
する時間がなかったので、そういう場面がございましたので、今日改めてお尋ねした
いんですけれども、飛び地の合併に、最終的に、もしかしたらなるかもしれないというよ
うなことを私、散々申し上げたんですけれども、そんな中で、ちょっと強硬な、日本全国から
見ると物笑いの種になるのではないかというようなことも申し上げました。その中で、辻先
生だったと思うんですけれども、物笑いの種になると言われた方がいらっしゃいましたがと
いうことで、ちょっとご説明といたしますか、ご意見があったので、多分私のことだと思いま
すので、ちょっと逆にお尋ねしたいんですけれども、現在の平成の大合併の中でも、青森県
の方では飛び地の合併が3例以上出てくるのではないかというようなことをおっしゃって
おられました。また、その飛び地合併云々というのが、相模原市のこの都市の都市像と青森県
の都市像では随分違うのではないかということ、参考にならないのではないのかなと私は思

いました。といいますのも、3,000数百あるのが2,000幾つになるということは、1,000強の市町村が今回の合併でなくなるといいますか、減る訳でございますので、それを、あたかも、そういう例もあるからとおっしゃられるのは甚だ疑問でございましたし、飛び地の期間がまた長いと問題があるけれども、そんなに長い時間でなければ問題もないというようなことをおっしゃられたと思うんですけれども、その辺に関しまして、本当に辻先生はそのように思われているのかどうか、いま一度、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、よろしく願いいたします。

○小川会長 では、先生、お願いします。

○辻アドバイザー どうも、辻です。

飛び地に関しては、これはいろいろ議論になりまして、幾つか、話を整理して考えなければだめだと思うんですが、1つは、今回、大前提として、仮想のケースであくまでも飛び地になった場合はどうなるかというのを今考えているということですね。したがって、この合併協議会の大前提としては、井口委員も言われていますが、基本的には1市4町で最終的に合併が進むということを射程に置きながら、この1市2町を考えるとということだということは、まず大原則で考えておきたいと思うんです。

それで、いわゆる飛び地の合併ということを一一般論で考えた場合に、飛び地の合併をした場合に弊害が一番多いのは、いわゆる面的な整備の部門ですね。つまり、土地利用を考えたりですとか、都市施設を考えたりですとか。こういうことがある町まではつながっていて、その町が整備しなくて、その後、ほかの町が繋がったとしても、道路も1本につながらないし、それから土地利用も連続性ができなくなるということがあるとすれば、これは、合併した場合に考えられる、飛び地合併になった場合の一番デメリットになるんです。これは、時間が長くなればなるほどその状況が固定化されますので、まちづくりの面では長い目で見るとマイナスになるのではないかとということが懸念されるということだと思えます。

ところが、これは幸いにして、もともと城山町と相模原市の中では広域の都市計画を作っているんです。したがって、今のままでも都市施設とか土地利用とか市街化区域、市街化調整区域に関しては、相模原と城山町は一体に考えて決定されているんです。したがって、今回、仮に城山の部分が最終的に入らなくても、都市計画的には、相模原市の部分から津久井町のところまで一体の都市計画になると。同じ広域のフレーム枠で考えますので、一番懸念される都市計画整備上の問題点は、実はないんです。藤野町の方は一番向こうの端になりますので、またこれはこれで別途考えなければなりません、そういう意味では、都市計画

上は、今回、仮に飛び地になったとしても、一定の整合性と都市施設整備については了解が得られると。しかし、事業主体は、城山町は城山町で、相模原市は相模原市ですので、事業の進め方その他にはテンポの違いが出てきますので、したがって、できれば一体の方がいいんですが、計画上は今回の場合は一体。同じなんですね。

青森でも、それこそ神奈川でも状況は同じで、前回、たしか神奈川の例も言及したと思いますが、例えば、町田市の中に川崎市の飛び地があるのかな。岡上地区とか、やはりあるんですよ。それから、湯河原町の中に熱海市の飛び地があったりして、学校もあつたりするというケースがありますので、飛び地になった場合に、面的な部分を抜いてサービスがよくなるかならないかというのは、なかなかケース・バイ・ケースのところがあって、例えば、川崎とかは、やはり町田の中に入っているんで、そこの部分だけサービスが落ちると目立つので、意地にかけてそこの部分は整備すると。投資をすると。それはもう判断次第なんですね。ただ、ソフトのサービス。これから少子・高齢化社会になってきますと、重要なサービスはソフトになってきますので、その受益と負担のソフトのサービスは飛んでいても飛んでいなくても基本的には変わりませんので、そこの部分は同じということだと思っんですね。

となりますと、合理的に考えると、もちろん飛び地ではない方がいいんですが、しかし、私が申し上げたかったのは、やはり民主主義ですから、どうしても、こちらで、もう理想的に、経済的に、合理的に、これでいいと思っても、なかなか横一線にそろって、すべての首長さんや議会議員の皆さんにご賛同いただけるとは限らないと。限られた中で、しかし、今回の場合は、もともと1市1町では広域の都市計画があつて、それに連続する形の合併になりますので、仮に飛び地の部分の弊害があつたとしても、その程度は比較的少なく済むというふうに言えるのではないかというふうに思います。

以上です。

○小川会長 矢越委員。

○矢越委員 ありがとうございます。ということは、都市計画が同じであれば、最終的に飛び地になったとしてもしょうがないのではないかというような見解だと解釈してもよろしいですか。

○辻アドバイザー いやいや、そこは大前提でいますけれども、ただ、計画や土地利用は一緒でも、やはり事業主体が違つとスピードが違つますよね。例えば、横浜市と川崎市というのはもちろん別々の都市計画ですけれども、途中まで太い道路が来て、その途中で、計画線が入っているんだけど、なかなかその団体としてはその道路は重視しないので拡幅はしな

いと。だから途中から道が細くなったりしてしまっているケースもありますので、理想的には、もちろん1市4町で連続している方が、計画プラス事業実施を考えると、それはプラスですよね。ですから、この協議も、1市4町で合併できるということを理想に、今1市2町の協議をしているということだと思えます。

しかし、仮に、全く仮定の話ですが、1市2町にとどまったとしても、計画面での整合性は、現在の都市計画も、要するに、城山と相模原は既に一体に考えて計画を策定しているので、通常の場合よりもその弊害部分は少ないはずだということです。

○小川会長 矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 ありがとうございます。すみません、先生と私はちょっとご意見が違うようで、もう結構でございます。

もう一つ、ちょっとお尋ねしたかったんですけども、今度は吉田先生なんですけれども、前回のときにも、飛び地の合併となった場合に、距離が長ければ移動コストがかかる。しかしながら、今回の場合は、もし城山さんが抜けても移動コストがかからないので、さほど問題ではないのではないのかというようなお話があったかと思えますけれども、距離の長短だけでそのようにお考えなのかどうかというのを再度お尋ねしたいんですけども、いかがでしょうか。

○小川会長 吉田アドバイザー、お願いします。

○吉田アドバイザー あくまでも、前回は一定の想定のもとでお話した訳でして、一般的に、飛び地になるといいますと、2つの地域に分かれるということですので、その際、誰にでも頭に浮かぶのは、では、2つの地域を往復する場合の移動コストはどのくらいになるかなというようなことがまず頭の中に浮かんでくると思いますが、実はそういう感覚で申し上げた訳ですが、としますと、今回の1市2町による合併というようなものと、確かに間に城山が入りますが、さほどその移動コストというような面で——それほど大きく離れている訳ではありませんから、そういう面でその移動コストが少ないのではないかなという。それほどコスト面では、もちろん全体としては広がりますので、これは移動コストがかかってきますが、飛び地という面ではさほど移動コストについて配慮するというような面は少ないだろうというふうなことを申し上げた訳ですね。

今回の1市2町の合併というのは、私は、最終的には、皆さんもおっしゃるように、1市4町を目指すという、その先行合併として1市2町で行うということになっている訳ですが、1市4町の合併のほぼ骨格となる部分が、この1市2町の合併で実現してくるのではないか

なというような、実はそういうふうなイメージで私自身はとらえておりました、なぜかといいますと、ご承知のように、今回の最終的に目指す1市4町の合併というのは、先ほど辻先生がおっしゃったような土地利用の面でいえば、いわゆる自然的な土地利用と都市的な土地利用、この2つの要素をどう融合化させて、新しい都市を作り上げていくかということが基本的な課題になると思います。

そういう面でございますと、都市的な土地利用という面では、現在の相模原市が核になるということでしょうし、自然的な土地利用という面では津久井地域、津久井町、相模湖町というふうな地域を中心としたものになってくるかなという感じがしております、また、将来的な経済発展の動向というのを見ましても、これは、都市的な面ではやはり相模原がウエイト置かれる訳でしょうし、あるいは産業構造の転換の中で、環境共生型の都市を作っていく、そのための産業振興を新たに考えていくというような発想になりますと、それはもちろん都市的な相模原も含まれますが、まず、新しい市としては、津久井、あるいは相模湖地域を中心として、どう新しい産業振興をしていくかというようなことになるかなという感じがしております。

確かに、城山というのはその間の結び目になる訳ですが、ただ、実態的な社会経済動向としては、必ずしも結節点というような位置付けにはならないかなというふうな感じを持っておりまして、とはいっても、先ほど来、お話のように、都市というのは一体的な方が望ましい訳ですから、そういう面で、今後、1市2町の人たちだけではなくて、城山、あるいは藤野も含めた人たちに対しても、最終的に1市4町で新しい都市を作っていくんだという、そういう面での積極的な情報発信みたいなことを行っていくということがまだまだ必要かなというふうな感じを受けて伺っておりました。

以上ですが。

○小川会長 矢越委員。

○矢越委員 すみません。やはり大学の先生なので、講義のようになってちょっと分かりにくかったんですが、結局、先生がこの前おっしゃったのは、そうではないんだよということを今おっしゃいたかった訳ですか。すみません、もうちょっと短目に、簡単に、分かるようにご説明いただければありがたいんですけども。

○吉田アドバイザー この前、ですから前回申し上げたのは、一般に飛び地というようなものを考えると、幾つかのことが想定されると。2つの地域に分かれるということは、まず移動コストが従来よりも過重なものになるかどうか。さらにいえば、2つの地域に分けるとい

ことは、同じような施設を重複して作るというような必要性も出てくるでしょうと。ちょっと考えると、そういう面でのコストがどうかというようなことが考えられますよとお話した訳ですね。そういう面で考えますと、新しいまちづくりの計画等を見ている限りは、必ずしもそういう面で過重なコストを生み出すというようなものにはなっていないんでしょうかという、そんなふうなお話をした訳ですね。

○小川会長 他にございますか。

どうぞ。

○高城委員 津久井の高城ですが、飛び地について少しご意見を述べさせていただくというか、お伺いしたいというふうに思いますが、今いろいろご意見が出されておりますけれども、相模原市と津久井町、相模湖町ということですが、私は、基本的には1市4町の合併ということで、これは大きな前提として目指すべきものだというふうには考えておりますけれども、現先行して新しい形を作るというふうな歴史の中では、1市2町の形の合併でもやむを得ない。これは進めるべきだというふうには考えますけれども、ささやかなところかもしれませんけれども、津久井へ住む住人として、1市2町で飛び地というのはどうも引かかるんですね、余り関係ないのかもしれませんが。飛び地でも何でもないと思います。少し離れているところだというふうに思いますから、一体的にやはりやるということを前提で考えるべきではないかというふうに思います。

そういう中で、私は、飛び地に関しまして私なりの、全く行政の専門でもありませんから分かりませんが、ハードとソフトというふうな2点から考えていった場合に、飛び地に関しては、ソフト面からいきますと、さっき福祉のこともありましたけれども、通信とか情報というふうな面から考えて、今、これはどこでも距離的とか時間的な差はなくなって、一体的な事業が行えるのではないかというふうには私は思います。それからまたハードの面では、今も議論されておりますけれども、中心的には道路・交通だというふうに思いますが、これには県の方も、それから市も町も力を入れて、道路・交通については十分改善をしていく。これについて、間へ城山が入る訳ですけれども、この城山がどう考えるかということですが、この城山の考えは、まさか、この道路行政を津久井地域と相模原地域で改良していくことに反対する訳がないし、流れとしては賛成だというふうに思いますから、そういうふうな面でも前向きに、一定の財政投資があれば改良されていくのではないかというふうには思いますので。

私は、合併の中で飛び地についていろいろ今貴重なご意見が出されて、議論がされて、間

題点についてもやりとりがあるようではありますけれども、大枠の中では、ソフト的な面でも、ハード的な面を考えていても、そうそう飛び地という——私が使うといけないんですが、「飛び地」という言葉のマイナス、飛び地ということの現象のマイナス面は少ないのではないかと、いうふうに考えまして、少ないがデメリットがあるということは、これは認めますけれども、そのデメリットはこれから克服していくべき問題だというふうに思いますから、飛び地ということは、万やむを得ず、ここでは生まれるかもしれませんが、1市2町で先に形作りをして、1市4町の方向性を目指す、この大枠を目指すということで、1市4町の新しい行政づくりをしていくというふうな考え方を私は持つべきではないかというふうに思いまして、ただ、資料とか、いろいろ見ていまして、飛び地について、そう大枠の具体的なデメリット指摘はそうそうはないように私も判断していますし、そういう面で、是非ひとつ、今提案がある内容で、とりあえず1市2町でもやむを得ないというふうに思いますが、それで合併を進めて、飛び地というふうな課題も克服していただきたいというふうに思います。

○小川会長 他にございませんか。

永井充委員さん。

○永井（充）委員 相模湖町の永井です。2点質問させていただきます。

1点は、合併特例債の候補事業に関しまして、実施予定年度等々が分かっていたら教えていただきたいというのが1点です。

もう1点は、先般、合併協議会の事務局より、飛び地合併となった場合のデメリットの想定と対応という資料といえますかが送られてきております。これに関しまして、ちょっとご説明をしていただきたいと思います。

以上、2点です。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 お答えいたします。

最初の事業実施予定年度につきましては、先ほどお配りしたA4横長の資料がございまして、合併特例債候補事業、その一番右側に書いてございます。これはあくまでも、現在、財政計画を作る上での想定ということで、仮に——仮にと言うとあれですけども、そういう想定で作ったものでございまして、そのとおりに必ずやるということではなくて、総合計画を作っていく、それから毎年度の予算が決まっていくことによって実際の事業は進めていくというものでございます。

それから、2点目でございますけれども、飛び地合併となった場合のデメリットの想定と

対応ということでございますが、これにつきましては、この協議会でも、もしそうなってしまった場合について検討しておくことは必要ではないかというご意見がございまして、事務局で調べてみたものでございます。なかなか、この「デメリット」という言葉が使い方が難しゅうございまして、デメリットなのかどうなのかということがまずある訳でございますが、デメリットの想定ということで調べた訳でございます。

既に協議会委員の皆様にご送らせていただいております資料でございますが、かいつまんでご説明させていただきますと、1つは、生活保護事務につきましては、一般市の仕事でございますため、現在の津久井町と相模湖町の地域は、相模原市がその業務を行うことになると。それから、城山町と藤野町の地域は、従前どおり、津久井町にある県の福祉事務所が行うことになると。このことによりまして、現在の津久井郡4町の地域全体として見た場合には、県と市という2つの行政主体が存在することになると、これが想定される訳でございます。保健所の仕事につきましても同様なことが想定される訳でございます。

これについての対応でございますけれども、津久井郡4町の地域全体として見た場合に、2町は県が、それから残りの2町は市が所管することになりますけれども、相模原市としては、合併した場合に、生活保護事務につきましては、現在の津久井町、相模湖町の地域に、1カ所、相模原福祉事務所の出先の組織を設けまして、また保健所の仕事につきましても、現津久井町、相模湖町の地域に、1カ所、相模原市保健所の出先の組織を設けることを検討しているところでございます。現在の津久井町と相模湖町は、合併によりまして相模原市になりますので、新市として住民サービスの水準を確保するという形になるものでございます。

ただし、県の事務所と市の事務所が近接するような場合、これにつきましては、来られた住民の方が、どちらに行ったらいいんだということで迷うようなことがないように、県ともよく相談して対応していくということでございます。

それから、まちづくりを進めるに当たりまして都市計画の問題がございましてけれども、これは先ほど議論がされましたので、先ほどの辻先生のお話のとおりでございます。

それから、建築確認審査等の事務や許可、認定、認可等の事務につきまして、現在の津久井町と相模湖町の地域は、特定行政庁であります相模原市が行うこととなります。城山町と藤野町の地域は、従前どおり、津久井町にあります県の土木事務所が行うということになるものでございます。

また、屋外公告物許可事務につきましても、現在の津久井町と相模湖町の地域は、中核市である相模原市が行うこととなりまして、城山町と藤野町の地域は、従前どおり、津久井町

にある県の土木事務所が行うこととなります。このことによりまして、現在の津久井郡4町地域全体として見た場合には、県と市という2つの行政体が存在すると、こういう点が分かりにくいのではないかとということでございます。

ただ、現在の津久井町、それから相模湖町の地域につきまして、市といたしましては、1カ所、建築確認審査等の事務及び許可、認可、認定等の事務、それから屋外公告物許可事務を執行する出先の組織を設けることを検討しているところでございます。したがって、現在の津久井町と相模湖町の区域は、合併によりまして相模原市となることから、新市として住民サービスの水準が確保されるということになります。ただ、これにつきましても、県の事務所と市の事務所が近接するような場合、どちらに——似たような名前になると思いますので、似たような名前で、どちらへ行ったらいいか、市民の皆様が混乱、町民の皆様が混乱しないように、県ともよく相談して対応してまいりたいということで、確かに行政としてはいろいろ配慮しなければいけない事柄は生じますけれども、住民の皆様が非常に不便を被るですとか、そういうようなことは考えられないのではないかとというふうに考えているところでございます。

○小川会長 永井委員、どうぞ。

○永井（充）委員 もう一度、1点だけ確認させていただきます。出先機関を津久井町、相模湖町の地域に1つ設けるという形が検討されているということですが、住民としては、何か「検討」というと非常に不安がある訳でして、どうなるか、はっきり分からない状況なので検討という形なんでしょうが、是非とも、1市2町の飛び地というふうになってしまった場合も、現の相模湖、津久井地域に出先機関が1つできるというような形で、確実なお願いと言ったらおかしいんですが、そのあたり、何か担保できるものがあるのかどうか、もう一度確認させていただきたいと思います。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 飛び地になろうがなるまいが、合併したら、その新しい地域について責任を持って行政をしていくというのは当然でございます、そのときに新相模原市として津久井町、相模湖町の区域にどのようなことをやっていくというのは、やはり全体の市民が困らないようにサービスを提供していく訳ですから、それはもう検討する方向を信じていただきたいということでございまして、合併協議会ではそこまでの、ここに組織をきっちり作るよ、あそこにこう作るよ、そういうのを全部やらないと合併協議が調わないということになりますと、これは、では新市としての判断はどうなるんだというお話になりますので、こ

これは、この検討するという意味を是非ご斟酌いただきたいと存じます。

○小川会長 他にございませんか。

井口委員。

○井口委員 すみません、ありがとうございます。相模原の井口でございます。

飛び地の合併というか、この合併の取り組み方というか、考え方なんですけれども、私は個人的に、飛び地の合併に関しては消極的な考えを持っています。ただ、再三お話が出ているように、今までの積み上げが、1市3町、1市4町という形を目指した中で今の協議があるということであれば、頭からもう飛び地だから絶対に反対だというスタンスはなかなかとりにくいというか、とっていないところでもあります。ただ、幾ら1市4町、1市3町に向かっていくと言っていたとしても、結果として飛び地になる可能性もあれば、理想どおり、うまくいく可能性もあるということで、やはり両面を考えていかなければいけないのかなというのが私の意見です。

という訳で、先ほど、仮に1市2町という飛び地になってしまった場合に、やはり特別に、その一体感だとか飛び地を生かしたというのは、別に、生かして何をするというよりも、均一性がとれたり、お互いの感情の対立がないような特別な施策をやはり講じるべきだという考えなんです。飛び地になったとしても、やはりその点はしっかりと総合計画の中で考えていかなければいけないということを指摘させていただきました。

そして一方で、今のお話は、今のこの合併協議は1市2町ですから、飛び地であることは間違いなくと思っています。ただ、今までの皆さんの努力というか、議論の積み上げで、やはり1市4町を目指していくんだという流れの中で話を進めていくのであれば、それは、この合併協議会として特段に意見というか、コメントを付すべきだと考えています。というのは、幾ら1市4町が理想だという言葉で議論を進めていたとしても、パブリック・コメントとかにあるように、市民の方々は、この合併に関していささか疑問があるという意見も多く出ているところでもあります。であるから、やはりこの合併協議会として、私たちの考えは、こういう考え方に基づいていて、こういうところを目指していくんだということをやはりコメントとして出していかなければいけないと思っています。

1市4町を目指すけれども、飛び地になったとしても特段の配慮、施策を講じていくということと、それにも増して、1市4町という形を目指していくに当たって、これから進められる城山町、藤野町との合併協議について、それぞれの住民の方々の意向を尊重して、その協議を進めていくということ。それぞれの住民の方々が、その意思決定が自由になされる環

境を作っていくよう特段の配慮をしていくということ。これから進められる合併協議の過程において、それぞれの住民の方々が生活に不安を覚えないように特段の配慮をしていくということ。そして、これからまた2つ、合併協議会があるんだとは思いますが、その協議に際しては、この1市2町の合併協議で決めたことではあったとしても、できる限り柔軟に考えて、その合併協議を進めていくなどという、そういう1市4町を理想に掲げるのであれば、その実現に向けて、特段のそういうコメントを付した上で、1市2町の合併をまとめていくならまとめていくということが必要であると思っています。

私は第1回目からずっと申し上げておりますが、私は、1市4町、1市3町の法定特例期限までの合併協議には賛成はしているけれども、やはり飛び地になるということを余り軽く考えるというか、やはりそこを中心的に、本当にいいのかという議論をしていかなければいけないということを申し上げさせていただきました。今の状況を考えますと、この1市2町の合併協議は、1市4町を目指していくという大きな理想を理由にして進められていくことになるかと思しますので、やはりその大きな理想をもっと具体的に、この合併協議会として、どういうふうにしてほしいのかという特段のコメントを付するべきだと考えております。では、具体的に何を、どんなコメントを付するのかというのは、今申し上げたような点に特段の配慮をするということと、飛び地になったとしても施策を講ずる中で特段の配慮をしていくということ、この2点だと思っています。

○小川会長 他にございませんか。

小嶋委員さん。

○小嶋（省）委員 津久井町の小嶋です。

今、井口委員が非常に大切なことを、重要なことを発言していただいたんですが、実は、今、飛び地、飛び地という、こういう議論は大いに結構だと思います。しかしながら、今は合併の法定協議会。検討、協議をしているところですね。実際に合併が飛び地になるのかどうかということは、来年の3月20日以降で新しい新市が始まって、そのときに、たまたまどこかの町が抜けた場合に、間が抜けた場合に、飛び地と、こういうことになるんだと思うんです。今、実は、飛び地の議論は大いに結構だと思いますが、津久井町では3月1日から議会の定例会が開かれておりまして、1市3町の法定協、これは可決、成立しております。1市3町による法定協議会の設置は可決しています。ですから、何回か申し上げたかと思いますが、津久井町のスタンスとしては、当初から1市4町で合併すべきだろうと。こういう姿勢は、全く今現在も変わっていません。これは行政側も議会側も全く同様です。

こういうスタンスで進めている訳ですけれども、いろいろとこの議論がされておりますが、実は、昨日、城山の町民の方から私のところへ電話をいただきました。こういうことをおっしゃっているんです、その町民の方は。町民の多くが合併を望んでいると、この1市4町の。いずれにしても4町になるんでしょうけれども、合併を望んでおり、前向きにこの合併について考えているんだと、町民の方がね。行政側の考えで現在の状況になっているけれども、単独で将来的に歩むことは非常に厳しいだろう。行政サービスの低下とか、一方では町民負担が上げざるを得なくなるだろうと、単独でいった場合。ですから、期日は別として、1市2町の先行の協議によって、この城山町の町民の方が、この合併機運が大きく盛り上がってくるし、ある意味でいうと、この合併というものに対する危機感といいますか、そういうものも盛り上がってくるだろうと、こういうことをおっしゃっているんです。ですから、城山町は一生懸命、住民の方もそういう機運もあるようですから、やがて我々のこの1市2町で協議している中へ入ってきてくれると。それぞれの委員の方がお骨折りいただいておりますけれども、全員の方が1市4町を目指すべきであるという機運では全く変わらないと思います。

そういうことで、この1市2町で協議はしておりますけれども、やはり門戸を開いて、今、井口委員がおっしゃいましたけれども、そういうアピールをすとか、あるいは、再度、この1市4町に向けて確認をし合うと、こういうことは非常に大切だというふうに思います。併せまして、それぞれの立場の中で、この理想的な1市4町に向けて最大限の努力をしていくと、こういうことは当然ながらしていかなければいけないと思いますので、大いに飛び地合併のお話も結構だと思いますけれども、そういう形で今後も、今後といいますか、これからの議論を続けていただいて、この協議会としての確認をしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○小川会長 他にございますか。

山岸委員、どうぞ。

○山岸委員 相模原の山岸です。

今、井口委員さんと小嶋委員さんのご意見を伺ってしまして、本当にお二方とも大変重要なことをおっしゃられている訳で、私も本当に同感でございまして、今日で3回目ということで、1市2町の先行協議は今日が3回目ということでございますが、あくまでも1市4町の合併に向けた先行協議ということ、ひとつ皆さん、確認をし合っていただくことも大事だし、くれぐれも藤野町や城山町を除いて行うというような誤解を招かないように、城山町

の住民、あるいは藤野町の住民へのメッセージとして、やはりまた、相模原市民、それから津久井町民、相模湖町民に対しても、1市4町の合併を目指していくんだと、こういったこの合併協議会の委員一同としての意見集約を図ると、こういうことが大事だというように思います。

先ほど、メッセージをどういう形で出すかということは、これから皆さんで協議をすることで、先ほど井口さんの言うておられた、なかなか重要なことも含まれていますから、藤野の皆さんも城山の皆さんも入りやすいような環境を整えておくことが、1市4町という最終目的を達成することにつながるのではないかとこのように思いますので、今日、できることなら、この委員会として1市4町のあくまでも合併を目指すんだという意見集約をして、その上で先行協議、先行合併があっても、これはやはり手続としてよろしいのではないかなというように思いますので、できれば、そういう意見集約をこの委員会としてしたらどうかというように思いますので、お取り計らいをお願いしたいというように思います。

○小川会長 今この、いわゆる飛び地合併ということなんですが、これに関して、あくまでも4町を目指すんだという意味でのコメントという言葉もございました。アピールという言葉もございました。メッセージという言葉もございました。いろいろありますが、趣旨は同じかなとも思う訳でございますが、そして、その意見集約をしたらいかがかというようにお話も今ございました。いかがでしょう、このことについて特にご異議ある方。

どうぞ、矢越委員さん。

○矢越委員 異議ではないんですが・・・

○小川会長 いいですよ。異議ではなくていいですよ、関連して。

○矢越委員 申し訳ございません。もともと1市3町、1市4町という合併で進んできた訳で、1市2町となることは苦渋の決断だったというようなことを副会長からも前回お聞きしまして、本当にそうだなというのは、私自身、思っているんですけども、やはり1市2町だけの合併と。目先の合併のことを考えると、結果的には1市2町な訳で、それには、はっきり言って反対なんです。しかしながら、絶対的に1市4町の合併を将来的に間違いなく目指すんだというものも附帯していただけるのであればやぶさかではありません。といいますのも、例えば、それを反対だ反対だと言っている、多勢に無勢で、大変恐縮なんですけれども、最終的にはもう決まってしまうのではないかとこのようにものが頭の中をよぎっております。であるならば、最低でも、そういうものが後々に残るような形でしていただけるぐらいいしか私たちにできることはないのではないのかと思ったところでもありますので、やぶさ

かではございません。

以上です。

○小川会長 関連。はい、どうぞ、宮下委員。

○宮下委員 いろいろ貴重なご意見をいただきまして、確かに重要なことはよく分かります。

ただ、私、合併というのは、今の世代の若い人たち、それからまた、やがて生まれてくる子供たちのための、やはり20年先、あるいは30年先を考えての、私は一つの行動だと思います。その4本の線を20年、30年のメモリにしたときに、城山とか藤野の1ミリ、いわゆる1年、20分の1、20分の2、これは今の時点では確かにずれているかも分かりません。我々は20年先、30年先を考えながら動いていますから、やはり今の出足の遅れがそういう大きな問題ではないと思いますし、我々としては1市4町を当然考えております。そうしたところで、それぞれの町の事情、これはあっても当然であろうし、またしようがないと思います。そういった面で、是非そういった広い考えも一方では持ちながら、合併というのは、5年先、10年先も大事かと思えますけれども、20年、30年先を考えることはもっと大事だと、こう考えますので、今のところ、その出足のちょっとダッシュの違いといいますか、そういったところは是非考慮していただいて、1市2町を当面は進めていただきたい、こう考えております。

○小川会長 他にございませんか。特に異論があれば。

大神田さん。

○大神田委員 相模湖町の大神田でございます。

私、相模湖町の委員としまして、飛び地合併とか先行合併、そういう形で今協議を進めておられますけれども、将来的な観点から、あくまでも先行で、1市4町の合併を目指すという形の考えから、この合併に対しては進めていっていただきたいというふうに思います。町の状況下を見ても、ある程度の住民の方々も理解はしていると思います。今後の新しい地域自治区又は都市内分権、こういうものをしっかりと定めていただき、この合併を進めていくという考えでおります。

○小川会長 他にございませんか。

一戸委員さん。

○一戸委員 相模原の一戸です。

市民の代表としてここに出ささせていただいて、パブリック・コメントなども今回していただきましたけれども、一番最初的时候からこういうことはきちんとやっていけば、私なんか

もそういう思いがすごく今、皆さんに申し訳ないなと思いながら、そして井口さんやあちらのおっしゃるように、本当に2町1市という、この形が先行だからいいということではなくて、最後、やはり4町1市になるのか、それがいいかどうかということは、今の時点では、私たちの時点では本当にはっきり言い切れないところがあるかもしれませんが、先ほど皆さんから出ていますように、将来、将来ということの中で、本当にその礎になるあれをきちんところどころで皆さんでもう一度考えていただくということで、ここの席に出させていただいて一度も発言しないというのはとても情けないことで、本当に、どこからどういうふうに申し上げていいかというのが、私は、市民の中では、相模原市の中で、周りの人たちは余り賛成ではなかったんです。その中でここに来ていたもので本当に身の細る思いで——全然太っていますけれども。一生懸命いろいろな話を聞きながら、どんなふうに皆さんに訴えていくのがいいのかなと考えておりました。

先ほども、パブリックの中でも、賛成が十六、七で、反対が99と、そういうような数字も、本当に小さい数字かもしれませんが、対比してみると大変な差があるのではないかな、そんなことも思いながら。ただ、本当に多勢に無勢という言い方を先ほどなさいましたけれども、そういうことではなくて、本当にこれから先がどういうふうにかけていくのか。みんなと共有していく自然が大事、私たちの町が大事。人がどうやって生きていくのがいいのかということがみんなで考えられる相模原市にしていけたらというふうに思いながら、皆さんのお話を伺っておりました。最後になるといけないので、一言だけ申し上げさせていたできました。

○小川会長 このことについて、他にございませんでしょうか。やや方向性が出て・・・。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 ありがとうございます。相模原の井口です。

1点だけ、特にもう一度強調させていただきたい点がありますが、この合併協議会は1市2町の委員の皆さんで構成されております。私も、1市4町を理想の形にして、そちらにいい。是非意見集約をしていただきたいと思いますと思いますが、その意見集約に当たりましては、城山町、藤野町の委員の方はこの場におりませんので、1市4町を目指すけれども、城山町、藤野町の住民の方々の自由な意思決定を尊重しつつということを是非コメントの中につけ加えていただきたいと思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 概ね方向が出たようでございますので、ここで少しお時間をいただいて、まとめの作業というんでしょうかね、そんなことに入らせていただきたいと思います。このことについて特によろしいですか、こういう方向について。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 では、どうするかなんですが、具体的に。どなたがどうするか、両副会長さん、いかがですか。あるいは事務局。

今、事務局から指図がございました。20分ほど時間をいただければ、事務局案を作ってみるから、それをたたき台にということでございますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、今、5時25分といたしまして、20分ですから、5時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後5時25分

再開 午後5時51分

○小川会長 大変お待たせをいたしました。会議を再開いたします。

作成いたしました文案について、お手元に届いたでしょうか。届いているようですね。事務局の方から説明をいたさせます。

事務局長。

○田所事務局長 それでは、朗読の方をさせていただきます。

傍聴の方につきましては、今、印刷をしております。今配れると思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、朗読をさせていただきます。

相模原・津久井地域の今後のまちづくりにおける意見（案）でございます。

私たち、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会の委員は、今回の1市2町の合併協議について、相模原市と津久井郡4町との合併の第一歩であり、さらに素晴らしいまちづくりを目指していくことが望ましいと考えております。

相模原市と津久井郡4町の共存共栄の歴史は長く、将来にわたって、この地域が持続的な発展をしていくために、合併という手段により、長期的な視点に立って、まちづくりを進め

ることが大切であると考えています。

城山町と藤野町が相模原市と合併するかどうかは、各町の首長・議会・住民の意向により決定されるべきものであることは言うまでもありません。

私たち委員は、相模原・津久井地域の1市4町が一体となって、さらなる発展を遂げ、この地域に住む70万住民が、希望を持ってより生き活きと暮らせるよう相模原・津久井地域のまちづくりのあるべき姿を求めていくべきであると考えます。

平成17年3月13日、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会委員一同。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 事務局案は以上でございます。

ご意見ございましたら、ご発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ないようでございますので、この文案を承認していただいたことといたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、いかがでございましょう。いろいろと、この報告第11号、そして33号、それからまちづくりにおける意見等について、全体に向かって何かご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、意見も出尽くしたようでございますので、お諮りをいたします。

「報告第11号 各市町における住民説明会及びパブリック・コメントにおける意見について」は、承認をいただくこととし、「協議第33号 新市まちづくり計画について」並びに「相模原・津久井地域のまちづくりにおける意見」については、お手元の案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声でございます。

「報告第11号 各市町における住民説明会及びパブリック・コメントにおける意見について」は、ご承認をいただくとともに、「協議第33号 新市まちづくり計画について」につきましても、原案のとおり決定をいたしました。

なお、「相模原・津久井地域の今後のまちづくりにおける意見」についても決定がされました。

次に、報告事項2に移らせていただきます。

「報告第12号 合併協定書（案）について」、事務局から報告いたさせます。

田所事務局長。

□報告第12号 合併協定書（案）について

○田所事務局長 それでは、お手元にごございます報告第12号 合併協定書（案）について、ご覧をいただきたいと思えます。少し厚目の資料となっております。

報告第12号 合併協定書（案）につきましても、次のとおり報告をするものでございませぬ。

平成17年3月13日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

合併協定書につきましても、これまで1市2町が本合併協議会におきまして協議をいただきました事項を取りまとめたものでございませぬ。法律的に定める合併の手続の前に、1市2町の間で調印を行いましても、これまで行ってきた合併協議の内容を最終的に確認するためのものでございませぬ。

内容の説明につきましてもは省略をさせていただきますが、協定項目といたしましてもは、合併の方式など基本4項目を初めといたしましても30項目、それと各種事務事業の取扱いに関する内容を記載いたしましたものでございまして、今までも本協議会においてご協議をいただいた内容について整理をさせていただいた内容でございませぬ。

以上でございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○小川会長 只今説明がございました。

この只今の報告につきましても質問等ございましたら、お願ひいたします。

矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 ありがとうございます。すみませぬ、先ほどの28号のところでお尋ねしていただければよかったんですけども、8ページの24、一部事務組合等の取扱いの中のア、イはよろしいんですけども、ウのところの神奈川県市町村職員退職手当組合というものなんですけれども、これはどういうものか、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 退職手当組合は、一部事務組合でございまして、県内の18の町村と、それから3つの市、それから、そのほか一部事務組合で構成してございまして、退職手当をそれ

それぞれの町で個別に積み立てて払うという方法ですと、スケールメリットが出ませんので、そういったような一部事務組合を作りまして積み立てをし、退職金の支払いをすると、そういう組合でございます。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、「報告第12号 合併協定書（案）について」につきましては、ご承認をいただいたものといたします。



◎その他

○小川会長 次に、次第の4、その他に移らせていただきます。

(1)の「今後の予定について」、事務局から説明をいたさせます。

田所事務局長。

□その他（1）今後の予定について

□その他（2）その他

○田所事務局長 それでは、今後の予定につきまして、ご説明をさせていただきます。

今後の手続といたしましては、まず、本日決定をいただきました新市まちづくり計画につきまして、合併特例法の規定によりまして、神奈川県知事との最終的な協議を行う必要がございますので、本日付けで神奈川県知事に協議を求めたいと考えております。また、それに対して、後日、回答をいただく予定でございます。

なお、この回答が届き次第、本日ご承認をいただきました合併協定書に、1市2町のそれぞれの市長、町長で調印をいただく予定でございます。この合併協定書への調印が、合併協議が最終的に調ったことの証となるものでございますので、合併協定書の調印後は、各市町の議会へ1市2町の廃置分合並びに関連いたします議案を提出いたしまして、議会のご審議をいただくこととなるものと考えております。

そして、1市2町の議会におきまして、それぞれの議案が可決された場合には、神奈川県知事に対しまして、廃置分合の申請を行うこととなるものでございます。

なお、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会につきましては、新年度も合併の期日まで存続をさせていただきたいと考えております。

なお、今後の動向等につきましては、改めてご連絡をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

その他につきましては、以上でございます。

○小川会長 只今事務局から説明がございましたが、ご質問等ある方はお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○小川会長 特にないようでございますので、(1)今後の予定につきましては終了させていただきます。

その他、事務局より何か報告する事項があったら、お願いいたします。

○田所事務局長 特にございません。

○小川会長 皆様から特に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ございませんですか。

以上で、次第4、その他については終了させていただきます。

ここで、せっかくでございますので、協議会委員の皆様全員から、できれば一言ずつご発言をさせていただきたいと存じます。

初めに、どういう順番にしますか。数が多いものですから、なるべく言葉を詰めてしていただけるとありがたいかな。続いて、アドバイザーの先生方、そして両副会長さんのご挨拶等もちょうだいしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょう。相模湖さんの永井さんから、この順番で。どうしてもいいという方は発言されなくていいんですが、なるべくひとつ簡潔にお願いします。

どうぞ。

○永井(充)委員 相模湖町の永井です。

特にございませんが、今後、1市4町で本当に合併が実現できればいいなと考えております。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

では、所谷さん。

○所谷委員 所谷でございます。

基本的に編入合併でありながら、いろいろと意見を取り入れていただきまして、ありがとうございます。個人的には、物の見方もありますけれども、いいことづくめで、余り悪いことは思いつかないのが現状です。ただ1点、新市をお願いする要望としまして、津久井郡が4町まとまりましたら、是非、相模原もありますでしょうけれども、区長というか何というか、その辺は選挙で住民が選ばれるような方法を新市に申し送りしていただければありがたいと思います。

それから、商工会と観光協会については、是非、現状維持ということですので、現状維持を図っていただけるようになりましたんですが、それを重ねてお願いをいたしたいと思います。ありがとうございます。

○小川会長 では、前田委員さん、お願いします。

○前田委員 途中からの登場であれなんですけれども、いろいろ勉強させていただきまして、大変ありがとうございました。20年、30年後の素晴らしい将来が展望できるような気がしてなりません。また、先ほどから何回もおっしゃっているとおり、1市4町の実現に向かうよう皆さんのご協力を切にお願いして、ありがとうございました。

○小川会長 ありがとうございます。

大竹委員さん、お願いします。

○大竹委員 1年ここに座らせていただいて、1年というより、端的には1年近くなんですけれども、ここに座らせていただいたことで、いろいろな勉強をさせていただきました。これから、もっと実りのあるいい時間を皆さんと一緒にお願いできたらと思います。いろいろありがとうございました。

○小川会長 では、宮崎委員さん、お願いします。

○宮崎委員 私も、社協の委員ということで出て、前任者と途中でかわりまして、出させていただきました。こういう大きな協議会の中で一番感じたことは、やはり皆さんが子供や孫の将来を見据えて、大きなこういう合併ができるんだなというふうに思います。いろいろありがとうございました。

○小川会長 石川委員さん。

○石川委員 相模湖町の石川でございます。

1年という期間の中でいろいろと検討してきた訳でございますけれども、非常に私、この席で残念に思うことは、せっかく任意協議会が1市3町で進めてきたものが、いろいろな事情によって1市2町で先行せざるを得なくなったということに対して、非常に残念だなと、

こんなふうになっている訳ですが、途中でも私、発言させていただきましたが、我々のねらいは、最終的には1市4町でやっていくということが理想であって、是非その日が早く来ることを願って、現在の委員の立場でご挨拶させていただきます。ありがとうございました。

○小川会長 ありがとうございました。

大神田委員さん。

○大神田委員 相模湖の議会を代表した委員の大神田でございます。

任意協議会、法定協議会、この2つの協議会を通じて、まず、相模原の市民の方又は行政の方、議会の方のご協力を得て、新市合併という運びになる形の中で、この席をもってお礼を申し上げます。

それと、相模湖町の住民の一人として、市民となった以上は、よりよいまちづくり、市づくりに向けて進みたいと思います。それと、工業都市の相模原と水源地域の津久井と共存共栄をしながら新市のまちづくりに将来に向けても進んでいただきたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○小川会長 高橋委員さん。

○高橋（絢）委員 相模湖町の高橋絢子でございます。

いろいろ我が町では紆余曲折ありましたけれども、本当に私たちも1回1回を、これでいいのか、これでいいのかと迷い迷いまりましたけれども、住民の皆さんの希望を本当にかなえていけるような推進をこれからして、一員となっていきたいと、こう思っております。今日は本当に晴れやかな気持ちで帰らせていただきます。ありがとうございました。

○小川会長 永井宏一委員さん。

○永井（宏）委員 相模湖の永井です。

私、こうやっておりますと、相模原が近くなったと。私、昭和21年、相模湖ができたときが小学校1年生です。それから続いて道志橋ができ、それから津久井湖ができたとき荒川ができたのを今思い出しながら、おじいさんとバスへ乗って、荒川の下のすごい道を歩いたということを思い出しています。そういうことを考えると、ちょうど私が中学3年のとき、町村合併。ちょうど今、年は言いませんが、あれしまして座って、相模原がうんと近くなって、またこれが一緒の市になれるということを、すごく今、私、昔を思い出しながら感激しているところでございます。これから皆さんと一緒に、この津久井の緑もいいです。また、今は花粉がすごいです、うちの方は。そういうことがありますが、こっちはそういう花粉は

吹かないでくるように願いながら、皆さんと一緒にこれからいいまちづくりができたらと思っております。よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

○小川会長 荒井委員さん、お願いします。

○荒井委員 どうもありがとうございました。相模湖町の合併については、藤野町と相模湖町と2町の合併、それから4町の合併、それから1市4町の合併と、こういうような手づるを踏んでまいりました。その間、いろいろな、町の中でも住民投票やいろいろしましたが、本日ここに合併の協定書ができたということは大変感激しております。大変どうもありがとうございました。

○小川会長 高城委員さん、お願いします。

○高城委員 どうもいろいろお世話になり、ありがとうございました。いずれにしましても、1市4町の合併を目指し、確認しつつということを押見しまして、ここで1市2町の合併の方向性がまとめられて、大変よかったというふうに思います。いろいろお世話になりました。ありがとうございます。

○小川会長 ありがとうございました。

小嶋重春委員さん。

○小嶋（重）委員 津久井町の小嶋です。

飛び地合併につきましては、この協議会の全員の方がほぼ同じような見解を持っている。大変うれしく思っております。また、私がちょっと心配しておりましたのは、一部事務組合の解散の問題でありますけれども、事務局の明快な説明で、どんな状況かなということがよく分かりました。今後の協議に期待したいと思っております。

また、最後に、いろいろ地方自治を考える場合、やはりスケールメリットによって行政コストの削減であるとか、あるいは産業振興によって少子・高齢化であるとか、あるいは地方分権を進めると、そういうようなことで、安全な、豊かな市民生活を守り、育てていくべきではないだろうかと思っております。大変ご苦勞を重ねられました市町当局、それから議会の皆さん、特に、相模原の市民の皆さんのこの協議会に対する温かい、この進め方を容認してくださった市民に感謝を申し上げながら、私もよかったなと思っております。本当にどうもありがとうございました。

○小川会長 湯川委員さん。

○湯川委員 私は、合併を地域活性化につなげたいと思っている一人でございます。具体的に申しますと、国道413号線沿いの観光資源に恵まれた青根、青野原地区を、より一層皆様

に身近に感じていただきたいと思っております。当地には、東海自然歩道や鼻曲がりアユで知られる道志川もあり、丹沢縦走の拠点にもなっている訳でございます、昔から健康志向の方には愛されている土地でございます。

以上でございます。

○小川会長 ありがとうございます。

関戸委員さん。

○関戸委員 津久井の関戸です。

本当に地域愛のある、将来を見据えての熱い意見交換がされたというふうに本当に敬意を表します。ご発言をされた方に大変敬意を表します。私も公共的団体の代表の一人として、非常に責任の重さを感じました。これから都市内分権ということが、新たに、この相模原市、先進市として是非是非世襲していただければ、大変意義のある合併という、この時点からのスタート、いいスタートが切れるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

尾崎委員さん。

○尾崎委員 1年間、軽い気持ちで引き受けたんですけども、見渡したところ、津久井、ただ1人だったんですね。なかなか女性の声がこの議会の方にちょっと反映できないのは残念かなと思います。今度やられるときには、もうちょっと女性の委員さんなりが増えていただけたらありがたいと思います。何もかも分からない状態の中で、1年間、本当に勉強させていただきまして、ありがとうございます。これには、各機関の方、非常にご努力をされまして、資料等も膨大なもので、こんなにいっぱいあり過ぎてしまって、夢の中に出てくるような毎日だったんですけども、いろいろな皆様のご指導のもと、いろいろと勉強させていただきまして、本当にありがとうございます。

○小川会長 落合委員さん。

○落合委員 津久井の落合です。

いろいろ勉強させていただきまして、本当にありがとうございます。

以上です。

○小川会長 西川委員さん。

○西川委員 津久井の西川です。

去年の4月30日の1市3町による任意の協議会から、ちょうど今日、丸々1年間過ぎ

せていただきました。大変な大勢の方の出会いと、非常になかなかできない体験をさせていただいたことと、勉強をさせていただきました。特に、相模原の自治連の三橋会長さんには、いろいろなことで意見等を拝借して、いろいろありがとうございました。皆さん、どうもありがとうございました。

○小川会長 向山委員さん。

○向山委員 これからスタートかなというふうに、これからの大変さを今感じております。以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

宮下委員さん。

○宮下委員 宮下です。

1市4町の最大目標である1市2町、やっと緒についたばかりかと思います。これからあらゆる場をとらえ、また機会をとらえて、その実現に対して頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○小川会長 大用委員さん。

○大用委員 大用です。

これから新市のまちづくりに地域の一人として協力してまいりたいと思います。大変ありがとうございました。

○小川会長 ありがとう。

小嶋委員さん。

○小嶋（省）委員 大変厳しく、また大変な難しい問題の課題に取り組みさせていただきました、この中では活発な議論をしたことを今後とも大いに大切にしたいと、このように思います。ありがとうございました。

○小川会長 席順でございます。小林さんもうお願いできますか。はい、どうぞ。

○小林（弘）委員 委員の皆様、大変お疲れさまでございました。行政センターの小林でございます。

1市2町のこの合併協議が本当に熱心にご議論され、行われまして、本日のこういった形に至った訳でございます。市や町を代表します、それぞれ各委員の皆様に改めて敬意を表したいと存じます。

今後でございますけれども、この合併特例法に沿いまして準備が進められていく訳でございますけれども、津久井のセンターといたしますと、津久井地域というのは皆さん一緒にな

ってやってこられた町でもございます。どうぞ、相模原市さんと素晴らしい新市を作り上げていただきたいと、このように思います。どうもありがとうございました。

○小川会長 ありがとうございます。

田中委員さん。

○田中委員 私からも、この委員の皆様、そして住民の皆様が自主的な合併に向けて大変熱心にご協議を続けられてきたと。この非常に重たい事実に対して、心から敬意を表する次第でございます。今日決定されました新市建設計画、これから県協議ということになりますので、私ども、誠実に、また速やかに県協議を終了させたいというふうに考えております。また、その後も、18年3月の合併に向けまして、県の合併支援指針に基づいて、それぞれの段階に応じたご支援という形で、今後ともご協力、ご支援をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○小川会長 ありがとうございます。

矢越委員さん。

○矢越委員 活発な議論ということを皆さん、おっしゃっておいりましたけれども、1つ、私が思うことは、今日初めてご発言なさった方が何人、言葉を発した方が何人いらっしゃったかということ。本当に1市2町、1市4町という合併のことを考えるのであれば、是非この場でもっと多くの意見を言っていたら良かったなと思うところであります。

また、私、初回は欠席させていただいたんですけれども、2回、3回と参加させていただく中で頭の中をよぎったのは、大変恐縮でございますけれども、魑魅魍魎という言葉でございました。

以上でございます。ありがとうございました。

○小川会長 根岸委員さん、お願いします。

○根岸委員 次の世代へ向けて、素晴らしいまちづくりができますことを期待しております。

長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

○小川会長 ありがとうございます。

井口委員さん。

○井口委員 相模原青年会議所の理事長という立場で出席をさせていただきました。任意合併協議会のときは前任の柴田が、法定合併協議会からは私が出席をさせていただきました。いろいろ発言をさせていただきまして、皆さんにご迷惑をかけた部分があるかもしれませんが、

私ども、今後ともこの地域のために精いっぱい活動してまいりますことをお約束しまして、感想とさせていただきます。ありがとうございました。

○小川会長 河本委員さん。

○河本委員 私は、相模原商工会議所を代表して出席をさせていただきました。本日は、この合併協定書の案が皆様方のご同意を得まして完成できましたこと、誠にありがとうございます。

私も、商工会議所を代表してというよりも、経済界の問題を抱えておりまして、実は、3年前から4町1市、すなわち合併を予定した4町さんと私どもが、会議所でもって、今後合併したらばどのような産業界、どのような産業振興にお役に立てられるだろうかということに對しまして、一生懸命議論し、またその後、商工会の組織と、また商工会の組織を今後どのように融合させるかということに對しましても、随分悩んでまいった一人でございます。

市町村合併というものが、今、全国津々浦々に発生、またやっておりますけれども、合併というものは、やはり賛否両論でございます。全員が賛成することはございません。また、賛成することによって何が目的なのかと私も考えてみますと、この合併は、私は、相模原におきましては非常に有意義な問題点がある訳でございます。それは、相模原市は工業都市でございます。また、今や地震でもって大きな問題を出しておりますけれども、地盤が頑固であり、工業関係の立地条件としては最高の都市であり、また工業都市として最高であります。その中に今度合併をすることによって、緑豊かな4町——今は2町でございますけれども、2町プラス4町、又は水源、その他、観光資源としてたくさん持っております。これは将来、大きな資源として活用すれば、相模原市の産業振興として大いに役立つだろうと、こう思っております。

と同時に、私は、今ここで1市4町になってもらえればありがたいと思うのは、これはやはりどうしても、産業界から見ますと、政令都市を目指した、政令都市を目指し、産業振興が必要であるということを私はもう前々から考えておりまして、これが理想の姿でなかろうかと思っておりました。けれども、これは、先ほどから飛び地どうのという問題が非常に議論をされておりますけれども、これは心配の種はございます。しかし、これも皆さん方のご同意を、またご協力をいただきまして、1市4町又は1市6町というような形で一日も早く70万以上の人口を目指した都市にし、政令都市を目指し、皆さんの産業振興のためにお役に立てればありがたいな、こういうふうに思っております。本日は、皆さん、ご苦労さまでございました。

○小川会長 一戸委員さん、どうぞ。

○一戸委員 本日初めて発言させていただいて、今日で終わりというのはちょっと心残りです。男女共同参画さがみはらという団体からまいりまして、最初のシンポジウムするときにも申し上げたんですけれども、女性がもう少しこういうところに出てきて、いろいろな女性の意見を言えるということが本当に必要だなというふうに感じております。エンパワーメントと言いながら、この場でこれだけの皆さんの前でしゃべるとというのがどんなに大変なことかなということを、今までいろいろなところでしゃべってきたときはこんなに感じなかったんですけれども、ここで物すごい威圧を感じてなかなかしゃべれなくて、今日は、でも最後でしゃべらせていただけて、本当によかったと思っています。みんなの代表、本当に女性の代表ということにはならないかもしれませんが、一言でも言えたかなということで、これから本当に相模原市が1市4町という形になるという今日の第一歩が、この席に私がいれたということが一つの私の中の試金石かなと思いながら発言させていただきました。ありがとうございました。

○小川会長 小磯委員さん。

○小磯委員 私も、昨年から委員ということで何回か出させていただきましたが、大変非常に皆さんが熱心に討議されたということは本当に感銘深く思っております。私も社協というような立場から参加させていただきましたが、非常に皆さんが郷土愛と申しますか、そういうことに熱心に取り組んでおる姿を見て、本当にうれしく思いました。私たちも、相模原も、今後とも皆様のお力で、ともに栄えていくことをお誓い申し上げまして、私の挨拶にかえします。どうもありがとうございました。

○小川会長 三橋委員さん。

○三橋委員 18年3月20日までに1市4町が新たなスタートを切れるというふうに、今後とも一員として努力していきたいと考えています。

以上です。

○小川会長 佐藤委員さん。

○佐藤委員 ご苦労さまでした。何よりも、今日で終わりではないんです。今日からが新たな一歩のスタートだと私は思っておりますから、これからまだまだ、今日、全員で合意した意見に向かって、必ずいい結果が出ると思っておりますので、どうぞ引き続きご協力をお願いして、一言ご挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでした。

○小川会長 小林委員さん。

○小林（一）委員 相模原の小林一郎でございます。

本当に、この1年間、皆様、大変にお疲れさまでございました。また、今日は、終わりということではなくて、1市4町のスタートということでございますけれども、素晴らしいまちづくりを目指して、ともにまた頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

○小川会長 山岸委員さん。

○山岸委員 どうも、皆さん、ご苦労さまでございました。皆さんの努力によって一つの大きな今日は決断を皆さんがされた訳でございます、必ず次の時代に大きな評価がされるものと私は確信をいたしております。そしてまた、まだ合併した訳ではございませんで、これから、やはり新市の一体感づくりを初めとして、大きな荷をしょって、後世に誇れるような新市づくりに努力をしていきたいというように思っております。大変、皆さん、ご苦労さまでございました。

○小川会長 ありがとうございます。

由比委員さん。

○由比委員 相模原の由比でございます。

私が最後のようにございますが、それぞれ、委員の皆さんの一言一言が本当に身にしみて、感激をいたしました。私は議長という立場でございますので発言は慎みましたが、本当に合併というものがいかに大変なことかということは、私も身にしみて感じました。何と申しましても、終局の目標は、やはり1市4町が一緒になるということでございまして、まず、その先行して1市2町ということでございますので、これからさらにいばらの道が続くかと思っておりますが、最後の最後まで1市4町のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。ありがとうございます。

○小川会長 ありがとうございます。

ご出席の委員の方々から一言ずつご意見をいただきました。

続きまして、アドバイザーの先生方から、ご講評なり一言いただきたいと思っております。順番は、吉田先生、辻先生、高見沢先生、牛山先生の順で願います。

では、吉田先生、願います。

○吉田アドバイザー 一言だけ、アドバイスといえますか、お話ししておきたいと思っております。

今、皆さんの発言にございましたように、最終的には1市4町の合併というのが目標になっている訳ですが、その面では、今後の基本的な課題としては、1市4町の人たちの一体感を

どう作り上げていくかということですね。仮に1市2町であったとしても、1市4町というような視野のもとで、今後、一体感をどう作り上げていくかという、そういう課題をしっかりと果たしていくことがこれから大事になるのではないのかなという感じがしております、そういう面では、今日、意見集約されました、最終的に1市4町が目標であるという意見書を初めとして、あるいは今日の会議の中で、都市内分権というようなものについていろいろ議論がありましたが、そういうものを含めまして、今後も、より情報提供といいますか、あるいはパブリック・コメント、あるいはまちづくり意見を見ますと、まだまだ市民の方々は疑問が多いようですので、そういう疑問に対してきちんと説明責任を一層果たしていくという、そういう取り組みがこれから大事なことになってくるのではないかという、そんなふうな感じがしております。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

続きまして、辻先生、お願いします。

○辻アドバイザー これでは合併協議はとりあえず調いまして、何よりだと思います。今回の合併協議を見ますと、非常に特徴的だったのは、合併特例債に対して極めて禁欲的で、やはり多分最小限度の事業しか盛らなかったというところが、一つ特徴だったのではないかと思うんですね。特例債自体は、もし不必要なものを仮に特例債があるからやるとすれば、これはむだなことなんです、本来やらなければならないことを特例債を使って効果的にできるとすれば、これに越したことはないんですね。したがって、今後、今の計画に即して事業を実施していくことになりすけれども、是非効果的な執行を考えて、一体的なまちづくりに役立ててほしいというふうに思っております。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

高見沢先生。

○高見沢アドバイザー 私、専門が都市計画でして、やはりビジョンの重要性というか、この協議会もずっとビジョンの方に出ていた訳ですけれども、やはり今、人口減少社会ということで、こんな場で申し上げるのは申し訳ないんですけれども、今後どんどん縮み指向の世の中になってまいります。そういう中で、例えば、今、合併特例債の話が出ましたけれども、何か今までどおりのものを作るのではなくて、そういった時代に適合するような準備をするためのお金であるというふうなつもりで、是非、全国的に見ても、あるいは世界的に見ても

新しい取り組みをこの機会にやっていただきたいなというふうに思います。

それから、この合併のプロセスそのものも、先ほど何か、ほかのところはどうだったんだというような気にするような議論もありましたけれども、ほかのところはさておき、多分新しい取り組みだと思えます。このように、まずは最初に協議をしておきながら、熱意を持って、そして継続的に呼びかけて、最終的にはもっと大きなビジョンがあるということで、是非最後まで成就されて、さらに、その先には、多分これから右肩下がりの世の中がありますので、その際にモデルとなるようなまちづくりに励んでいただきたいなというふうに思います。

○小川会長 ありがとうございます。

次に、牛山先生、お願いします。

○牛山アドバイザー 牛山でございます。

私は、この4人のアドバイザーの皆さんの中では、唯一、相模原に住んでおまして、そういう意味では複雑な思いをしながら、アドバイスをどういうふうにしたらいいかと考えてまいりました。しかし、本日、この1市2町の合併について大きく踏み出す会議ということになりまして、委員の皆様、それから職員の皆さん、そして傍聴にいらっしやっている市民、住民の皆さん、本当にご苦労さまだったと思えます。

特に、飛び地の問題で大分議論があって、お二方の先生に前回の会議のことについてご質問も出て、ご批判もあるのかもしれませんが、やはり非常に大きな問題は、行政がサービスを提供するという、まさに行政学——私たち行政学の専門ですが、行政学、行政の観点からいうとどのくらい問題があるのかということが1つ。それには、それほど大きな問題はないんだろうというご意見だったと思うんですね。

しかし、一方で、やはり、ここにいる皆さんも含めて、自治体というののがつながっていないという漠然とした不安ですね。これはやはりかなり皆さんにもあって、それを一体どうしていったらいいのかなというところで、いろいろなお考えがあるんだと思えます。特に、矢越委員長から最後、厳しいお話もございましたけれども、やはりまちづくりビジョン検討委員会ですね。これを、私、高見沢先生と一緒に参加させていただきまして、やはり城山の皆さんを含めて、かなり一生懸命、月に2回、あるいは3回集まって、本当に遠いところからあちこちへ集まってやってきた。それに、残念ながら、今回、ここに城山の方たちがいらっしやらないということについて、やはり非常に無念な思いがあったんだろうと思えます。

そういった意味で、本日、附帯意見という形で、今後のことを考えましよう。特に、や

はりこれから飛び地のままになる可能性がゼロだということは言えないと思うんですけども、その意味でも、都市内分権ですね。仮に飛び地合併がしばらく続くということがあったとしても、それでもいいまちづくりをするために、地域に権限があり、そして市民が参加できる、そういう仕組みづくりをしていくと。それをやはり城山の皆さん、それから藤野の皆さんが安心してこの合併に参加できると、うまい仕組みづくりをすることが重要だろうと。ますます都市内分権は重要だろうというふうに思っております。

そういった意味で、今後、先ほどから何人かの方からお話がありましたように、これからが大変なことだと思います。現在の相模原市域におけるパートナーシップの推進や、あるいは都市内分権、大変住民の皆さんもいろいろな関心があると思います。それから、これから合併していく2町の、あるいは3町、4町の皆さんにとって、地域自治区の今後ですね。本当にこれから審議会を一つ開くにしても、遠くから来ていただく、あるいはこちらから行く。そういう意味で、いろいろなコストが高まってくる可能性もありますので、そういうことを回避するためにも、優れたシステムを、全国の自治体に先駆けるようなシステムを作っていくことが大事なのではないかと思えます。

以上です。どうもありがとうございました。

○小川会長 ありがとうございました。

以上で、アドバイザーの先生方からのお話を終了させていただきます。



◎閉 会

○小川会長 いよいよ閉会でございます、閉会に当たりまして、両副会長さんから挨拶をいただければと思います。

初めに、溝口副会長、お願いいたします。どうぞ。

○溝口副会長 昨年の4月の1市3町の任意協議会から1年近く、委員の皆さんにはご協力をいただいた訳でございます。そして、1市2町の第3回の協議において、協議が調った訳でございます。しかし、我々の最終的な目的は1市4町と。今日、合意された内容にもあるように、それが目標でございます。皆さんのさらなるご協力をよろしくお願いいたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○小川会長 続きまして、天野副会長、お願いいたします。

○天野副会長 それでは、お礼を述べさせていただきたいと思いますが、平成15年12月に、私どもは1市4町の合併協議をしていただきたいたいということで、相模原、小川市長を訪問し、申し入れをいたしました。その後、いろいろ各町の事情によりまして、最終的に法定協議会の手続へ入らせていただいたのは、津久井郡の中の2町でございました。いろいろと、この任意協議会、法定協議会を通じまして、この合併というふうなことがいかに難しいことか。いろいろな皆様方のご意見をお伺いしながら、こういったことを相模原市に申し入れをいたしました責任者の一人として本当に責任を感じながら、いろいろな思いで今日までまいった訳でございます。

最終的には、是非1市4町という、この津久井と相模原というふうなものが、以前にも申し上げましたけれども、過去50年、表裏一体のような関係でまいりましたけれども、今後の新しい時代に向けて、まさに表裏一体ではなく、一つの自治体として、一つの都市として新しい歴史をスタートさせていただけるように、これからもお願いを申し上げたいと思います。

恐らく、この苦渋の思いで、苦難の議論を積み重ねて到達をいたしましたこの形が、確かにスタートでございます。しかし、私は、この委員の皆様方のいろいろなご苦勞、あるいは市民の皆様方、町民の皆様方のいろいろなご苦勞は、決してむだではなくて、必ず歴史の検証に耐え得るものであるというふうに確信をしております。

最後になりましたけれども、何はともあれ、ここまでまいりましたのは、委員の皆様を初め、特に、合併事務局、田所事務局長を初め、相模原市の部長さん方が部会長として1, 280余に上る事務の1筆1筆の検証をして、この合併へ向けての、あるいは合併の作業、協議へ向けての本当に影の役割を果たしていただきました。これがなければ、とてもこの協議は進むことができませんでした。そういう点につきまして、相模原の職員の皆様方初め、関係の町の職員の皆様方にも、今日まで到達できましたことに対しまして心から御礼を申し上げたいと思います。

小川市長にも会長をお務めいただきました。どうぞ、今日がスタートでございますけれども、これから本当に、幾つか、まだ山を越えなければなりません。相模原市議会、各町の町議会におきましても、廃置分合の議決を是非お願いをしたいと思っておりますし、以後、神奈川県の方でも審議をいただく訳でございます。そして、最終的に総務省の許可というところでございますが、まだまだ幾つもの山を越えなければなりませんけれども、最後までそれぞれの皆様方のご協力をお願いするところでございます。本当に皆様方、お世話になりまして、あ

りがとうございました。

○小川会長 ありがとうございます。

最後に、私からも一言ご挨拶をさせていただきます。

協議会委員の皆様はもとより、アドバイザーの先生方、昨年4月にスタートいたしました任意協議会のときから、貴重なご意見やアドバイスを賜るなど、大変お世話になり、誠にありがとうございました。

この1年間で、1市3町での任意協議会を7回、1市2町での法定協議会を3回開催させていただいた訳でございますが、長いときには約6時間にも及ぶ協議をさせていただいたこともございました。これもひとえに、協議会委員の皆様を初め、各市町の議会や住民の皆様のご理解とご協力があったからこそであると考えております。

本日、すべての合併協議が調ったものでございますが、先ほどご協議をいただきましたとおり、私は相模原市と津久井郡4町で合併ができることが望ましいと考えておりまして、人や自然、産業、文化などが調和をし、住民の皆様が安心して生き活きと暮らせる新しい都市を創造するところにあるものと考えております。

それでは、以上を持ちまして、第3回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会を閉会させていただきます。

長時間に渡りまして熱心にご協議、ありがとうございました。（拍手）

閉会 午後6時41分

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成17年3月23日

会議録署名人 小 林 一 郎

会議録署名人 荒 井 正 次